

徳島市
教育振興基本計画
(第3期)
(案)

令和2年3月
徳島市教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	3
1 教育を取り巻く環境	3
2 教育の今日的な課題	6
第3章 徳島市の目指す教育の姿	8
1 基本理念	8
2 基本目標	9
3 基本方針	9
第4章 施策の展開	11
施策体系	11
基本方針1 「生きる力」を育む学校教育の推進	13
(1) 確かな学力の育成	13
(2) 豊かな心の育成	15
(3) 健やかな体の育成	18
(4) 幼稚園教育の充実	22
(5) 義務教育の充実	24
(6) 高等学校教育の充実	26
(7) 特別支援教育の充実	27
(8) 社会の変化に対応する教育の推進	29
(9) 魅力ある食育の推進	33
基本方針2 信頼される教育環境の実現	35
(1) 教育環境の充実	35
(2) 信頼される学校づくりの推進	36
(3) 教育の組織運営体制等の充実	38
基本方針3 心豊かでたくましい青少年の育成	43
(1) 家庭教育の充実	43
(2) 青少年活動の充実	44
(3) 健全育成体制の充実と環境整備	45
(4) いじめ・不登校問題への対応	49

基本方針4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進	51
(1) 学校教育における人権教育の推進	51
(2) 社会教育における人権教育の推進	53
基本方針5 郷土の遺産である文化財の保存と活用	54
(1) 文化財の保存と活用の推進	54
(2) 文化財に親しむ機会の充実	56
基本方針6 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興	57
(1) 市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進	57
(2) スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実	59
(3) スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実	61
基本方針7 創造する喜びを拓ける生涯学習の推進	62
(1) 生涯学習活動の推進	62
(2) 生涯学習施設の整備・充実	63
第5章 計画の推進	64
1 役割分担及び連携	64
2 進行管理	64
参考資料	65
1 用語解説	65
2 策定体制	70
3 策定の経緯等	67

- ◆ 本文中に、*印のある用語については、用語の解説をしています。65ページからの「用語解説」を参照してください。
- なお、同じ用語が同じページに複数記載のあるものは、初出された箇所のみ*印を付けています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法では、教育の理念や目的を具体化するため、「教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画を国が定めること」、さらには、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

本市では、この教育基本法の規定に基づき、中長期的な視点による教育行政の指針となる方向性を示した計画として、平成22年10月に「徳島市教育振興基本計画」（以下、第1期計画という。）を策定しました。

第1期計画では、「かがやきの人づくり～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～」を基本目標に掲げ、将来を担う子どもたちの育成、市民が生きがいを持って心豊かな生活を送れるよう生涯学習の充実、スポーツ・文化活動の振興により心も体も健康で豊かな創造性にあふれた人づくりなど、各種教育施策に取り組んでまいりました。

さらに、平成27年3月には、第1期計画における取組の成果と課題を踏まえ、引き続き本市の実情に応じた教育施策を推進するため、「徳島市教育振興基本計画（第2期）」（以下、第2期計画という。）を策定し、現在、この計画に基づき、総合的かつ計画的に取組を進めています。

こうした中、国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会※（Society5.0）の到来、また、持続可能な開発目標（SDGs※）をはじめとして社会の持続的な成長・発展といった2030年以降の社会像を展望した上で、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承するとともに、激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するために、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育施策の中心に捉えることとしました。

本市におきましても、第2期計画が令和元年度に終了することから、これまでの取組の成果と課題を検証し、改めて本市の教育の方向や目標を定め、今後講ずべき施策を示した新たな指針となる徳島市教育振興基本計画（第3期）を策定するものです。

2 計画の性格

- 本計画は、対象範囲を学校教育※、社会教育をはじめとする本市教育委員会が所管する各種施策を網羅するものであり、本市の教育行政推進の基本と位置付けます。
また、教育基本法をはじめ関係法令に基づき、毎年度示す教育目標や基本方針作成の基本とし、継続的な取組の柱とします。
- 本計画は、徳島市まちづくり総合ビジョンから教育分野を抽出・肉付けした分野別計画です。
また、教育委員会が所管するものを根幹とするも、それ以外の各種計画との整合性を保ちながら事業の推進を図ります。
- 本計画は、下記の教育基本法第17条第2項の規定（努力義務）に基づく計画とします。

【参考】 教育基本法（平成18年12月22日施行）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年間の計画とします。
ただし、急激な社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うこととします。

年度	25	26	27	28	29	30	31 元	2	3	4	5	6
国	教育振興基本計画 (第2期)					教育振興基本計画 (第3期)						
徳島市			徳島市教育振興基本計画 (第2期)					徳島市教育振興基本計画 (第3期)				

第2章 計画策定の背景

1 教育を取り巻く環境

近年、我が国では、人口減少と少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少する中、高度情報化やグローバル化の進展、生活意識の変化と価値観の多様化、環境問題の深刻化が急速に進み、さらに、自然災害が頻発するなど、社会状況や気候はめまぐるしく変動し、私たちの身の回りの環境を大きく変えています。

こうした変化は、様々な分野に影響を与えるとともに、数多くの取り組むべき課題を生じさせており、本市教育においても的確な対応が求められています。

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、平成27年国勢調査では、平成22年調査時に比べ約96万人減少し、大正9年の調査開始以来、初めての人口減少を記録しました。

また、出生率の低下による少子化とともに、平均寿命の伸びに伴う高齢化が同時に進行していることから、超高齢社会と呼ばれる状況が続いております。

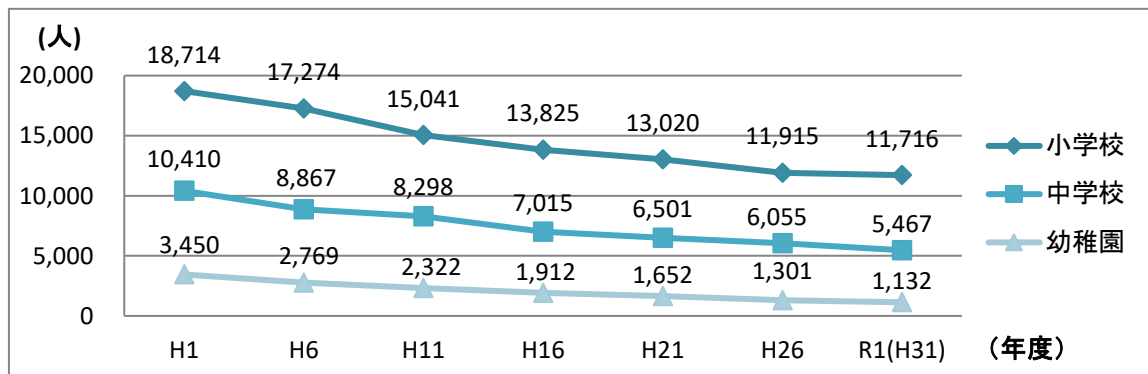
本市では、令和元年5月1日現在の高齢化率（市全体に占める65歳以上の人口比率）が5年前より2.8%増加し、28.7%となっており、今後も増加傾向は続くものと見込まれています。

これらの人口減少社会の到来及び少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少による経済力の縮小や家庭の養育力、介護力、地域活力の低下などが懸念されます。

さらに、核家族化の進行とも相まって、祖父母等の経験からの学びや子ども同士の交流機会などが減少していることから、学校（園）・地域・家庭との連携による未来を担う人づくりの重要性が一層増してくることが想定できます。

一方、人生100年時代を見据え、高齢者が充実した生活を送れるよう、学習、文化、スポーツ活動等の機会を拡充するとともに、高齢者が地域社会の担い手として長年培ってきた豊かな知識・技能を様々な場で生かすことができる長寿社会の実現が求められています。

■ 市内公立幼稚園・小学校・中学校在籍者数（各年度5月1日現在）



(2) 高度情報化やグローバル化などの社会の変化

ICT^{*}の発展と普及によりヒト・モノ・カネ・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化する社会が拡大する中、個人情報の保護、情報セキュリティや情報モラルの確保など高度情報化及びグローバル化に伴う問題への対処が求められています。

個人や地域が世界と直接結ばれ、利便性の向上と無限の可能性を秘める流れの中で、人間関係の希薄化や有害情報の氾濫、ネットワーク上の規範や規則の知識不足による各種問題などの弊害を最小限にとどめるため、情報化に対応できる学習機会の充実やコミュニケーション能力、世界的な交流や競争に必要な知識や能力を習得する意識の高揚と機会の充実が求められています。

子どもたちにとってICTの著しい進歩は、社会のグローバル化とともに、視野を世界に広げ、新たなコミュニケーションや知識が安易に習得できる反面、ブログやSNSなどのソーシャルメディア^{*}の利用による、人との対面コミュニケーション能力の低下や、誹謗中傷やいじめの温床などのリスクが問題化しています。

こうした世の中に氾濫する大量の情報の中から、自分に必要な正しい情報を取捨選択できる能力の育成、並びに情報モラル教育を通して人権意識を高めていくことが強く求められています。

さらに、グローバル化に対応した教育として、外国の人々や異文化を理解し尊重できる児童生徒を育成するための国際理解教育を推進するとともに、グローバル社会における英語の必要性について理解を促し、英語によるコミュニケーション能力を育成することが求められています。

(3) 生活意識の変化と価値観の多様化

近年は、家族形態や雇用環境の変容などにより、ライフスタイルや価値観の多様化をもたらし、心の豊かさや一人ひとりの個性を尊重する傾向が一層強まっています。

家族形態や就労形態などライフスタイル全般に及ぶ価値観の多様化は、自らにふさわしい生き方を幅広く選択することを可能にする一方で、集団や地域社会での連帯意識の希薄化や、あくまでも個人を優先させようとするなどの意識の変容をもたらしています。

このような変化が、家庭・社会の教育力の低下や子どもたちの生活習慣の乱れ、体力・運動能力の低下に影響を与えていることが指摘されています。

このため、子どもたちの健やかな成長を育むための基本的な生活習慣の確立や体力等の向上に取り組む必要があり、それと同時に、すべての人々が自らの価値観やライフスタイルに応じて多様な学習活動を継続できるよう、環境の整備を進めていくことが求められています。

(4) 環境問題の深刻化と頻発する自然災害への対応

地球規模での温暖化や気候変動などの環境問題に加え、高度経済成長期以降、物質的な豊かさを享受してきた我が国においては、大量生産・大量消費型社会の形成とともに大気や水質、土壌汚染などの環境問題の深刻化を招き、身近なものから地球規模のものまで幅広い問題に直面しています。

また、東日本大震災以降も各地での地震、台風や集中豪雨、土砂災害、夏季の異常高温などの自然災害等が頻発しており、関連して子どもが犠牲になる事案が発生しています。

このような中、児童生徒等の安全を確保するためには、「安全管理」として安全で安心な学校環境の整備や、子どもたちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させることと、「安全教育」「防災教育」として、子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが求められています。

2 教育の今日的な課題

近年の社会状況の変化は、教育の場に大きな影響を及ぼすとともに様々な課題への対応に迫られていると言えます。

第2期計画での取組に対する成果・検証を踏まえながら、今後、さらに本市の教育において重要となる7つの課題を、次のとおり設けました。

(1) 学校教育

新学習指導要領*では、よりよい学校教育*を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが求められ、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となってきます。また、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント*」の充実も求められています。

新学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育課程の充実を図り、子どもたちの生きる力を育てるため、幼稚園では生涯にわたる人格形成の基礎を培い、小・中学校では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することが求められています。高等学校では、これらの成果に立ち、個性に応じた主体的な進路設計ができる力の育成が重要課題となっています。

さらに、特別な支援が必要な幼児・児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援及び共に学ぶための体制づくりや環境整備を充実させていく必要があります。

(2) 教育環境

少子化により本市の幼児・児童生徒数は、減少しているものの、市内中心部周辺では、高層マンション等の建設による住宅環境の変化により、逆に増加している学校もみられ、教育環境の充実のために学校の適正配置が重要な課題となっています。

また、社会状況の変化を背景に、幼稚園から高等学校に至るまで校種を問わず学校・家庭・地域の緊密な連携が求められています。これに応えるために学校は、組織運営体制の充実を図りながら、開かれた学校づくり等を推進していく必要があります。

(3) 青少年の健全育成

人間関係の希薄さ、社会全体の規範意識の低下などがクローズアップされる現在の社会において、青少年問題は複雑化かつ多様化しています。青少年が抱える問題に対して、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携を図りながら、きめ細かく迅速な対応が求められています。

(4) 人権教育

我が国では、これまで人権に関する諸般の施策が講じられてきましたが、今日においても、人々の生存、自由、幸福追求の権利、すなわち人権が侵害されている実態があります。

また、グローバル化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化に伴って、人権問題が多様化・複雑化しており、人権を相互に尊重し合う、すなわち、人権が共存する人権尊重社会を早期に実現しなければなりません。

このため、市民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動や啓発活動を再構築し、推進することが不可欠で、その取組をより内実あるものとしていくことが求められています。

(5) 文化財

文化財は、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な財産であるとともに、将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代へ継承していくことが求められています。

しかし、今日の社会構造や価値観の変化、特に過疎化や少子高齢化などにより、長い歴史の中で伝えられ保存されてきた文化財や、文化財を守ることで伝えられてきた伝統的な知と技が失われつつあります。

このような状況の中、人々が生活の中で文化財を守り、地域社会において文化財を共通の財産として親しむことのできる適切な方策を講じることが求められています。

(6) スポーツ・レクリエーション

本市、児童生徒の体力や運動能力の状況は「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点で全国平均を下回っており、その向上を図る必要性があります。また、若手教員の増加や専門的指導者の不足により、子どもたちの能力が十分に発揮されていない現状も見られ、教員や指導者の資質向上に向けた取組を充実することが求められています。

学校保健においては、肥満傾向の児童生徒の割合が徳島県は全国平均よりも高い傾向にあり、本市においても年代によっては高い傾向にあるため、生活習慣に関する健康教育や小児肥満対策の充実を図る必要があります。

また、スポーツ・レクリエーション活動の振興においては、多様なイベント等の開催、体育施設等の充実により、生涯にわたり、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の提供や指導者の育成、地域に根付いたスポーツクラブの育成など、市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

(7) 生涯学習

科学技術の高度化をはじめ社会環境が急激に変化する現代社会において、新しい知識の重要性は、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で高まっています。

こうした時代にあって、人々は自己の充実・啓発や生活の向上のため、多様な学習機会を求めており、市民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができる生涯学習社会の構築を図ることが求められています。

第3章 徳島市の目指す教育の姿

1 基本理念

本市においては、まちづくりの指針となる「徳島市まちづくり総合ビジョン」において定められた基本政策に基づいて、様々な施策を推進し、目指す将来像である「笑顔みちる水都 とくしま」の実現に努めています。

まちづくりにとっては、人づくりが重要であり、その意味でまちづくりの基本は教育にあると言えます。一人ひとりが夢と希望を持って新しい時代を自ら切り拓き、心のゆとりや豊かさを感じられるよう、人を育み、文化を創造する「学び」のまちづくりが求められています。

第1期計画及び第2期計画では、これらを踏まえ、かつ国が定めた基本理念を十分に尊重した基本理念を定め推進してきたところであり、当計画においても引き続き、次のとおり3つの理念を継承します。

- ✦ 生涯にわたって、それぞれの発達段階や個性・能力に応じた学習に主体的に取り組める人を育成します。
- ✦ 確かな学力と規範意識を身に付けた、社会に対応していく「人間力」を備えた人を育成します。
- ✦ 先人が築きあげてきた伝統文化を次世代へ継承するとともに、本市独自の特色ある新たな地域文化の担い手となる人を育成します。

このような理念を包含するものとして、徳島市教育委員会では、基本理念を次のとおりとします。

「人間力」の基礎となる確かな学力・豊かな心・健やかな体を育み、
『教育文化都市 徳島』の実現を目指します。

2 基本目標

本市教育のこれまでの発展は、先人の知恵と努力により築かれてきたものであり、今後さらなる魅力を備え、将来にわたって発展し続けるためには、人と文化を育てていくことが重要です。

こうしたことから、本計画の基本目標を基本理念同様、第1期及び第2期と同じ、次のとおりとします。

かがやきの人づくり ～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～

この達成に向けて、将来を担う子どもたちの育成や、市民が生きがいを持って心豊かな生活を送れるよう生涯学習の充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動の振興により、心も体も健康で、豊かな創造性にあふれた人づくりを進めます。

3 基本方針

上記の基本目標を達成するため、7つの基本方針を掲げます。

基本方針 1

「生きる力」を育む学校教育の推進

学校教育においては、「生きる力」の育成を基本とし、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた教育を展開し、知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養を目指します。

基本方針 2

信頼される教育環境の実現

開かれた学校づくりを推進し、地域の教育力の積極的な導入に努めるとともに、安全・安心な学校づくりを進めます。さらに教育の組織運営体制の充実に努めます。

基本方針 3

心豊かでたくましい青少年の育成

次代を担う青少年が、心豊かにたくましく成長できるよう学校・家庭・地域・行政が一体となり、青少年の健全育成に取り組みます。

基本方針 4

一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進

学校教育及び社会教育において、これまで積み上げてきた同和教育の成果と手法を生かしながら、すべての人の人権が尊ばれる社会づくりを目指し、人権教育・啓発を推進します。

基本方針 5

郷土の遺産である文化財の保存と活用

伝統文化を継承・発展させるために、活動環境づくりに努めるとともに、文化財が現代社会において積極的な役割を果たすことができるように、その保護・整備・活用に努めます。

基本方針 6

生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興

生涯にわたるスポーツ・レクリエーションを推進し、すべての市民がスポーツ・レクリエーションに関わり、地域に根ざした市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めるとともに、そのための施設設備の整備を推進します。

基本方針 7

創造する喜びを拡げる生涯学習の推進

市民が必要とする学習を取捨選択できるよう、様々な領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供するとともに、その学習成果を生かした社会参加活動を一層支援するため総合的な取組を進めます。

第4章 施策の展開

施策体系

基本目標	基本方針	主な施策・取組
<p>かがやきの人づくり</p> <p>文化を育み、未来へ飛翔する人づくり</p>	1 「生きる力」を育む学校教育の推進	(1) 確かな学力の育成 ① 学習指導の改善・充実 ② 学習意欲の向上や学習習慣の確立 (2) 豊かな心の育成 ① 道徳教育の充実 ② 豊かな体験活動の充実 ③ ボランティア教育の推進 ④ 郷土を誇りに思う心の育成 (3) 健やかな体の育成 ① 学校体育の充実 ② 学校保健の充実 ③ 学校給食の充実 (4) 幼稚園教育の充実 ① 充実した幼児教育の提供 ② 子育て支援の充実 (5) 義務教育の充実 (6) 高等学校教育の充実 (7) 特別支援教育の充実 ① 特別支援教育の推進 ② 相談・支援体制の充実 (8) 社会の変化に対応する教育の推進 ① 教育の情報化の推進 ② 国際理解教育の推進 ③ キャリア教育の充実 ④ 環境教育の充実 ⑤ 防災教育の充実 (9) 魅力ある食育の推進
	2 信頼される教育環境の実現	(1) 教育環境の充実 (2) 信頼される学校づくりの推進 ① 開かれた学校づくりの推進 ② 安全・安心の学校づくり (3) 教育の組織運営体制等の充実 ① 教育委員会の活動状況の点検・評価 ② 学校の組織運営体制等の充実 ③ 教職員の資質向上 ④ 教職員の負担軽減 ⑤ 教職員のメンタルヘルス対策の充実

基本目標	基本方針	主な施策・取組
	3 心豊かでたくましい青少年の育成	(1) 家庭教育の充実 (2) 青少年活動の充実 (3) 健全育成体制の充実と環境整備 ① 青少年を見守る体制の充実 ② 有害環境浄化活動の推進 ③ 地域における安全の確保 (4) いじめ・不登校問題への対応 ① 啓発活動の推進 ② 相談・支援体制の充実
	4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進	(1) 学校教育における人権教育の推進 (2) 社会教育における人権教育の推進
	5 郷土の遺産である文化財の保存と活用	(1) 文化財の保存と活用の推進 (2) 文化財に親しむ機会の充実
	6 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興	(1) 市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進 ① 社会体育指導者の養成 ② 地域スポーツ・レクリエーション団体へのスポーツ・レクリエーション活動の啓発及び情報提供 (2) スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実 ① 多様なイベントの開催 ② 高度なスポーツ・レクリエーションに触れる機会の提供 (3) スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実
	7 創造する喜びを拡げる生涯学習の推進	(1) 生涯学習活動の推進 (2) 生涯学習施設の整備・充実

基本方針 1

「生きる力」を育む学校教育の推進

幼稚園、小・中・高等学校の教育においては、幼児・児童生徒に「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、様々な課題を解決するために必要な能力を育むとともに、個性を生かす教育の充実に努めます。

(1) 確かな学力の育成

① 学習指導の改善・充実

現状

- 新学習指導要領*の全面実施に向け、知識及び技能を活用し、課題解決的な学習や探究的な学習活動を充実させ、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等を育成しています。
- 各学校の学力向上推進員を中心に、学力向上検討委員会において「学力向上実行プラン」を作成しています。この中で、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るための実態に応じた重点目標を設定し、学力向上に取り組んでいます。
- 「全国学力・学習状況調査」や「徳島県学力ステップアップテスト」に参加し、その分析結果を踏まえ、学校全体としての取組課題や、児童生徒一人ひとりの課題の把握に努めています。
- 読書活動を推進するため読書活動推進研修会を毎年実施しています。

課題

- 幼稚園では、義務教育及びその後の生活や学習の基盤を培うことが求められています。また、小・中・高等学校では、子どもたちの現状を踏まえ「生きる力」を育むこととされています。
- 全国及び県の学力調査結果からも、基礎的・基本的な知識及び技能の一層の習得と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図る必要があります。
- 読書活動の機会を確保するとともに、読み聞かせ等の活動を推進していく必要があります。

今後の取組

- 学習の基盤となる資質・能力である、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成するために、言語活動の充実を図り、児童生徒一人ひとりに応じた「わかる授業」の実現を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進します。
- 新学習指導要領*の円滑な実施を推進するために、教育課程編成資料を作成します。
- 引き続き、「全国学力・学習状況調査」や「徳島県学力ステップアップテスト」に参加し、

継続的な調査結果をもとにした課題把握と授業改善に取り組みます。

- 知識及び技能を活用し、課題解決的な学習や探究的な学習活動を推進するため、各校が特色ある教育課程の編成を実施できるよう努めます。
- 始業前の一斉読書活動や絵本の読み聞かせ等を推進し、幼児・児童生徒の読書活動の充実を図ります。

② 学習意欲の向上や学習習慣の確立

現状

- 学習意欲を高めるために、「わかる授業」の実現を目指した授業改善に各校で取り組んでいます。
- 各校で「家庭学習の手引き」等を作成し、家庭での学習習慣の定着に取り組んでいます。
- 幼児・児童生徒一人ひとりの個性、思いや願いを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っています。

課題

- 学力向上の基盤となる、基本的な生活習慣の確立や望ましい学習習慣及び読書習慣を身に付けさせるために、家庭や地域とより一層連携して取り組むことが重要となっています。

今後の取組

- 各校の「学力向上実行プラン」を学校ホームページに掲載し、家庭や地域社会と情報を共有することで、連携をより促進し、幼児・児童生徒の基本的な生活習慣や学習習慣等の確立を図ります。
- 児童生徒が意欲的に学ぶことのできる学級づくりや一人ひとりの存在や思いが大切にされる環境づくりができるよう、教員の指導力を高める研修を充実させます。

(2) 豊かな心の育成

① 道德教育の充実

現状

- 学習指導要領※の改訂に伴い、道德の教科化が図られ、「特別の教科 道德」として新たに位置付けられました。
- 各学校では、道德科の時間を要として、教育活動全体を通じて、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度などの自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道德性を養っています。

また、校長の方針の下に、道德教育推進教師を中心に、全教師が協力して道德教育を展開するため、道德教育の全体計画と道德科の授業の年間指導計画を作成しています。

課題

- 子どもの自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、家庭や地域の教育力の低下、地域の大人や異年齢の子どもたちとのふれあいや体験活動の減少等を背景として、人間関係を築く力や社会性を育むことがしづらくなっていることが指摘されています。発達段階に応じた指導や体験活動などを通じた生活習慣や規範意識の確立を目指し、道德性を養うことが求められています。

今後の取組

- 教科書や多様な読み物資料を利用したり、視聴覚教材や教育機器を活用したりするとともに、発達段階に即した体験活動を重視するなど、教育活動全体の中で総合的な取組を進めます。
- 多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、自尊感情を高め、自他の「生命」を大切にすることを育てます。
- 道德科の授業を要として、学校の教育活動全体を通じて道德教育の充実に努め、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。
- 道德教育推進教師等の研修や希望研修の一層の充実により、教員一人ひとりの指導力の向上を図り、「考える道德」、「議論する道德」の実践に努めます。

② 豊かな体験活動の充実

現状

- 異年齢の子どもたちとの交流※、自然の中での集団的宿泊訓練※や職場体験活動、文化芸術体験、就業体験や奉仕体験等の様々な体験活動が、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて実施されています。

課題

- モバイル端末※が普及し、情報化社会が進展するとともに、直接対面してコミュニケー

ションを図る機会が減少しており、人とのふれあいや、地域や自然の中での様々な体験活動を一層充実させることが求められています。

- 体験活動をその場限りの活動に終わらせないように、事前・事後の指導が重要となっています。

今後の取組

- 様々な豊かな体験活動を広く紹介していくことに努めます。
- 子どもたちの発達段階に応じて、体験活動を各学校の年間指導計画に適切に位置付け、円滑な実施に努めます。
- 総合的な学習の時間等において、異年齢・異学年交流、世代間交流、動植物の飼育栽培等を通じて感性を育み、生命の大切さや勤労の尊さを学ぶ体験活動を推進します。

③ ボランティア教育の推進

現状

- 自然災害や気象災害等の被災地支援などを通して、ボランティア活動による社会貢献への意識が高まっています。
- 地域社会の一員としての自覚を高めるための実践的・奉仕的な体験活動が進められています。

課題

- 学校におけるボランティア教育の推進や家庭・地域・ボランティア団体等との連携を図る継続的な活動が求められています。

今後の取組

- 地域と密着した福祉施設訪問や清掃活動などの奉仕活動を地域や学校の実態に応じて実施します。

④ 郷土を誇りに思う心の育成

現状

- 社会科や道徳科、総合的な学習の時間を中心に、それぞれの地域や学校の実態に応じて、地域の人材を活用するなど、郷土や地域について学ぶ学習を進めています。

課題

- 郷土や地域の文化や伝統を、共感や感動を与える教材として利用し、文化や伝統を体験できる方法を考えていく必要があります。

今後の取組

- 阿波おどり、藍染め、人形浄瑠璃をはじめとする郷土の伝統・文化への理解を深めるため、津田地区の「盆踊り（ぼにおどり）」や八多地区の「犬飼農村舞台」などに代表される地域文化や芸能を通して、地域の有識者や先人の生き方に触れる機会を増やす学習や活動等の充実を図ります。

また、徳島城博物館及び考古資料館においては、関連資料の調査研究、展示公開等を通じて文化財の次代への継承や教育普及に取り組みます。

- 郷土徳島が生んだ偉人の生き方や優れた功績を取り上げた教材を活用し、児童生徒が郷土徳島に誇りを持ち、社会の発展に尽くした先人への尊敬と感謝の念を深めます。

(3) 健やかな体の育成

① 学校体育の充実

現状

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果及び本市体力テスト結果から、児童生徒の体力は改善傾向にあります。また、「運動やスポーツをすることが好き」「体育（保健体育）の授業は楽しい」と感じている児童生徒の割合は、全国平均に比べ多くなっています。
しかし、上記の調査結果の体力合計点では依然、全国平均を下回る状況にあります。特に20mシャトルラン（持久走）や上体起こしの種目の本市平均値は、全国平均値に比べ低く、全身持久力や筋持久力に課題があると言えます。
そのため、子どもの体力・元気アップ推進事業を継続し、さらに、子どもの体力向上を図っています。
- 体育実技講習会、体育授業活性化講師派遣事業などの教員の指導力向上を図る研修事業を継続実施し、学校体育の充実を図っています。
- 体力向上実践プランをもとにした活動が、学校教育活動全体の中で実践されています。
- 興味・関心の多様化により、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向にあります。また、運動部活動では、教員の高齢化や専門的な指導者の不足により、生徒の多様なニーズに応えきれない現状も見られます。

課題

- 体力テストの結果、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向がみられることから、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上を図る必要があります。
- 運動部活動における専門的指導者の配置や指導力の向上を図る必要があります。

今後の取組

- 「体育授業活性化講師派遣事業」や指導力向上につながる講習会を通じて、「体育科・保健体育科」の授業の充実を図り、運動好き・体育好きの子どもを育てていきます。
- 児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、その改善に向けた施策を展開するとともに、各学校において作成する体力向上実践プランに基づき、学校教育活動全体を通して体力づくりに取り組みます。
- 指導者の資質向上に向けた取組を充実するとともに、外部指導者の活用や学校間の連携を図り、多様なニーズに応える運動部活動を推進します。

② 学校保健の充実

現状

- アレルギー疾患や各種感染症、飲酒・喫煙・薬物乱用の問題、いじめ・虐待等による不登校やメンタルヘルスの問題等、児童生徒等の健康課題が多様化しています。これらの健康問題に適切に対応していくために、養護教諭・保健主事の資質向上に向けた研修を実施し、専門性を高めるように取り組んでいます。
- モバイル端末^{*}の普及により、全国的に性に関する情報が氾濫し、児童生徒の性の逸脱行動や性感染症が問題となってきています。適切な意思決定や行動選択ができるような学習指導が行われるよう研究会や講習会を実施しています。
- 全国的に、むし歯罹患率は減少傾向にありますが、小学校のむし歯罹患率は全国平均より高くなっています。そのため、小学校において、むし歯予防フッ化物洗口事業を実施し、むし歯罹患率の減少に努めています。
- 体育の授業や運動の最中の突然の心停止などから命を救うために、各学校にはAEDを設置しています。また、児童生徒には、消防局主催の救命講習、救命入門コース等を受講することにより、AEDの使用方法を学ぶ取組を行っています。

課題

- 多様な健康課題に対応するため、教職員の専門性の向上や食育の一層の推進を図る必要があります。
また、専門機関と一層の連携を図り、それぞれの健康課題に対応した指導法を充実する必要があります。
- 生活習慣に関する健康教育や小児肥満対策の充実を図るために、家庭や地域の関係機関とのより一層の連携を図る必要があります。
- 児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育を推進する必要があります。

今後の取組

- 子どもの現代的な健康課題に適切に対応するため、養護教諭・保健主事の資質向上に向けた専門的知識や技能の研修の充実を図るとともに、学校が行政機関や学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携し、地域ぐるみで計画的に取り組めるよう学校保健委員会の充実に努めます。
- 学校と家庭、地域、医療機関が連携し、学校における健康教育の推進を図るとともに、生活習慣調査等を定期的実施し、家庭での生活習慣改善のための啓発を行います。
- 人間尊重の精神、男女平等の精神を徹底し、適切な意思決定や行動選択ができる学習指導が行えるよう研究会や講習会を充実し、効果的な性に関する教育の普及を図ります。
- 薬物乱用の危険性や有害性について、正しい知識と態度を身に付けさせるために、警察や学校薬剤師等と連携して、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教室の開催を推進します。
- 平成28年度から実施している各小学校におけるフッ化物洗口事業の拡大を図り、むし歯罹患率の減少に努めます。

③ 学校給食の充実

現状

- 生涯にわたり健全な心身を培うため、適切な栄養の摂取による健康の保持増進と望ましい食習慣を養うこと、また、豊かな人間性を育むため、食に関する正しい理解と自ら判断する力を養うことを目的とした学校給食を実施しています。
- 献立及び食材の各研究会で、新しい食材や献立の研究を重ね、新食材や新メニューを導入するとともに、食育コンテスト入賞メニュー等を給食献立として取り入れ、献立の充実を図っています。
- 地域の生産物や郷土の食文化を継承する意識を高めるため、市内産の米を使用した米飯給食を週4回実施し、米粉入りパンの提供や徳島の漁港で水揚げされた魚の利用など、地域で生産された食材を積極的に活用することにより、地産地消を推進するとともに、和食文化を伝えるようにしています。
- 学校で体験栽培した作物を収穫し、「生きた教材」として給食の食材に活用することにより、食物と自然を大切に作る心の育成や感謝の心を育て、食べ残しの減少に努めています。また、野菜や噛み応えのある献立を取り入れることにより、噛むことの大切さを伝えています。
- 子どもの食育&料理教室の実施や食育フェア、給食パネル展等の開催、食育コンテストを実施することにより、児童生徒に食育を推進するとともに、広く市民に対し学校給食からの食育の取組について情報発信しています。
- 園児が入学後の学校給食に戸惑うことがないように、園児の給食体験の実施や、家庭に「給食についてのお知らせ」を配布し、給食への関心を育む取組を行っています。
- 衛生管理については、研修会の実施や衛生管理マニュアルの遵守に努め、食中毒などの事故が発生しないよう細心の注意を払っています。
- 強化磁器食器の導入、施設・設備の備品等の整備により、円滑な給食運営や食事環境の改善を図っています。
- 食物アレルギー除去食対応を全校で実施し、食物アレルギーのある児童生徒の給食の充実に努めています。

課題

- 異物混入や食の安全など、給食への「安全・安心」を損なうことがないように、食材の調達において適切な対応が必要となります。
- 食品ロスの削減を図るため、学校給食の食べ残しを減らすよう、児童生徒への啓発や献立の工夫に努めることが必要です。
- 備品等の老朽化への対応が必要となってきます。
- 食物アレルギーのある児童生徒の給食の充実ため、アレルギー事故防止や事故発生時の慎重な対応が重要となります。

今後の取組

- 「児童生徒の心身の健全な発育に資することを目的にした学校給食の実施」「安全に配慮した学校給食の実施」「食事環境の整備」を重点施策とし、学校給食の充実を図ります。
- 食材の調達において、地域の生産物や郷土の食文化を継承する意識を高め、「安全・安心」な給食を提供するため、地産地消の推進を図ります。
- 食べることの楽しさを実感でき、感謝の気持ちを育むことのできる生きた教材である学校給食を充実させるため、校内体験栽培作物の活用や新メニューの考案、新食材を取り入れることなど献立の工夫により、食べ残しを減らす取組を推進します。
- 食物アレルギーのある児童生徒の給食を充実させるため、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの遵守と必要に応じた見直しを図ります。

(4) 幼稚園教育の充実

① 充実した幼児教育の提供

現状

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものとして、知・徳・体にわたる「生きる力」の基礎となる資質・能力を育む、重要な役割を担っています。
- 幼稚園では、遊びや生活という直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力、仲間との協働的な経験、健康な心と体づくり、規範意識や思考力の芽生えなどを育み、社会の一員として生きていくための基礎を培う教育に取り組んでいます。

課題

- 質の高い幼児教育を保障するため、幼稚園教育要領^{*}の理解と促進が一層重要となっています。
- 子どもの育ちが変化してきており、食生活や生活リズムなど基本的な生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の希薄化、コミュニケーション能力の不足、運動能力の低下や集団生活にうまく適応できないなどの問題が指摘され、一人ひとりの幼児に適した指導が求められています。

今後の取組

- 充実した幼稚園教育を実現するため、教職員の資質及び専門性の向上を目指した研修を積み重ね、さらなる幼稚園教育の振興に努めます。
- 計画的に教育環境を構成し、幼児一人ひとりの発達の課題に応じた適切な指導を通して、心身の調和的な発達を促す教育を充実していきます。
- 幼稚園教育要領を踏まえた教育課程の実施に努め、幼児の健やかな成長を促す幼稚園教育を推進します。

また、幼児の発達や学びの連続性を確保するために、幼稚園と保育所・認定こども園との連携、幼稚園と小学校の教育内容の接続を推進するとともに、生活の連続性を確保するために、家庭・地域社会との連携を深めるなど、幼稚園教育の充実を図ります。

② 子育て支援の充実

現状

- 令和元年10月から保育料の無償化が実施されたことにより、保護者の経済的負担の軽減に努めています。
- 幼稚園は、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を担い、未就園児開放事業等の実施により、子育て支援に努めています。
- 幼稚園では、地域の実態や保護者の要請に応じ、幼稚園の教育活動の一環として教育課程に係る教育時間の終了後等に、希望者を対象に行う「預かり保育^{*}」を実施していますが、預かり保育時間の延長など保護者のニーズに対応しきれていない部分もあります。

課題

- 少子化等による小規模園の増加に対し、集団的教育・保育が効果的に実施される適切な規模となるよう、環境の整備を進めることが必要となっています。
- 保護者が子育ての悩みや喜びを分かち合ったり、その重要性に気付いたりできるよう、保護者支援とともに子どものより良い育ちを実現する子育ての支援が求められています。
- 地域の実態や保護者のニーズに応じた「預かり保育^{*}」の充実や「3歳児保育」実施園の増園などが求められています。
- 子ども・子育て支援新制度^{*}の実施に伴い、市立幼稚園のあり方やその役割について検討が必要となっています。

今後の取組

- 子ども・子育て支援新制度に対応するとともに、保護者のニーズを踏まえ幼稚園教育の一層の充実に努めます。
- 幼稚園では家庭や地域の教育力の向上を図り、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるよう、施設の開放、子育て相談、情報の提供など子育て支援の充実に努めます。
- 子ども・子育て支援新制度に対応した「預かり保育」や「3歳児保育」の環境整備等に努めます。
- 徳島市立幼稚園再編計画に基づき、幼保一体的運営を含む幼稚園のあり方について保健福祉部と協議し、幼稚園教育部分としての質の維持に努めていきます。

(5) 義務教育の充実

現状

- 学校を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、高度情報化・グローバル化の進展、生活意識の変化と価値観の多様化など大きく変動している中、小・中学校では児童生徒数の減少や学力向上への取組、不登校やいじめ問題への対応、特別支援教育*の充実など、様々な課題に対応しています。
- 小・中学校とも、児童生徒の実態を十分に踏まえ、創意工夫した教育活動に努めています。また、学習指導要領*の改訂に伴い、その趣旨を踏まえて、学力や体力の向上、豊かな心の育成、体験活動の充実等に取り組んでいます。
- 中学校部活動の適正化のため、平成30年5月に、「徳島市立中学校における運動部活動の方針」また、令和元年5月に「徳島市立中学校における文化部活動の方針」を作成し、活動時間の見直しや休養日の設定の在り方について示しています。

課題

- 学校を取り巻く環境が、大きく変動している中で、学校・家庭・地域が連携を図り、知・徳・体のバランスのとれた学校教育*を展開することにより、子どもたち一人ひとりに学力はもちろんのこと、心豊かでたくましい「人間力」を培うことが重要とされています。
- 学校が自主・自立性を持ち、児童生徒に求められる資質・能力の育成に学校・家庭・地域が一体となって取り組む必要があります。また、そのために地域に開かれた特色ある学校づくりを目指して「学校力」及び「教師力」を向上させるとともに、安全・安心な学校施設の整備や就学支援体制の充実に努めることが求められています。
- 新学習指導要領*に示された育成すべき資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育むため、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に取り組む必要があります。
- 学校教育において、人とのふれあいや、地域や自然の中での様々な体験活動を充実させる必要があります。
- 子どもたちの自ら運動する意欲を培い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、基礎的な体力を高める必要があります。
- 生徒の多様な体験を充実させ健全な成長を促す観点から、限られた活動時間の中で、より一層効率的・効果的な部活動を展開していく必要があります。

今後の取組

- 小・中学校では、就学前教育や高等学校教育との連携を大切にしながら、児童生徒の発達段階に応じた教育を推進します。また、児童生徒が、自ら考える教育を目指すとともに、知・徳・体にわたる「生きる力」を育む教育に取り組めます。
- 少人数指導の充実を図り、ティーム・ティーチング*指導を実施し、児童生徒一人ひとりに応じた「わかる授業」を推進することにより、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、「確かな学力」の育成に取り組むとともに、児童生徒の個性を生かす教育を充実して

いきます。

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、授業の方法や技術の改善のみにとどまることなく、子どもたち一人ひとりに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うために、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な人々との協働を促す教育の充実に取り組みます。
- 自然体験や社会奉仕活動など様々な体験活動や人々との交流などを織り込んだ多様な学習活動を展開し、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、郷土の伝統や文化を大切に作る心などの「豊かな心」を育成するとともに、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成します。
- 子どもたちがいきいきとした生活を送り、心身ともに健やかに成長していくため、学校体育、保健の充実を図るとともに、学校における食育を推進し、子どもたちの「健やかな体」を育成します。また、各種運動を通して、運動の楽しさや喜びを味わわせるとともに、生涯にわたって自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育成し、体力や運動能力の向上を図ります。
- 中学校部活動の適正化・質的向上に向け、「徳島市立中学校における運動部活動の方針」また、令和元年5月に「徳島市立中学校における文化部活動の方針」の趣旨に則った活動が推進されるよう今後も周知徹底に取り組んでいきます。

(6) 高等学校教育の充実

現状

- 徳島市立高校では、「学問」・「スポーツ」・「芸術」を教育の3本柱とし、それぞれの分野における生徒の個性や可能性を伸ばす教育を推進しています。
- 市高レインボウプラン[※]をはじめ生徒の主体性を育てる教育を展開し、県内外の大学や県内企業・機関等と連携し、幅広い教育事業を展開しています。
- 国際理解教育の振興と国際交流の推進を図るため、姉妹都市サギノー市へ生徒の短期派遣を実施しています。
- 部活動についても、運動部、文化部ともに活動が盛んであり、県下トップクラスの力を保持しており、今後のさらなる活躍が期待されます。

課題

- 県内唯一の市立高等学校であるという独自性を生かした特色ある学校づくり、教育内容の充実、教育環境の整備が求められています。
- 学力だけでなく、課題解決能力、コミュニケーション能力などを身に付けた人材育成が求められています。
- 地方創生の各施策が展開される中、地域活力の向上のためにも、次世代の徳島を創造する若者の育成に努める必要があります。

今後の取組

- 市高レインボウプラン・高大連携事業では、様々な体験事業を積極的に取り入れ、地域理解力・企画立案力・協働実践力を養成し、次世代を担う若者の育成につなげます。
- 新大学入試制度や新学習指導要領[※]の導入に対応して、指導方法や評価の改善を図り、「主体的・対話的で深い学び」の推進を通して、生徒の思考力や表現力の育成に努めます。
- 英語教育の充実を図り、専任ALT[※]の配置を継続して、その有効活用に努めるとともに、理数科においては、特色ある取組である「理数科セミナー」のさらなる充実に努めます。
- 各種情報機器の積極的活用を図るとともに、情報を取り扱う者の責任について考え、情報モラルを身に付ける指導に努めます。
- 市高祭、オープンスクールなどの教育活動を公開し、ホームページ等を通じて情報発信に努め、県内外の大学、地域社会、PTA、同窓会等と連携した教育環境づくりに努めます。

(7) 特別支援教育の充実

① 特別支援教育[※]の推進

現状

- 本市において特別支援教育を推進するにあたり、障害のある子どもと障害のない子どもが交流及び共同学習の機会を持ち、地域の中で、共に学ぶことは、インクルーシブ教育システム[※]の構築に不可欠なものと考えます。特別な支援の必要な子どもを支える基盤づくりやユニバーサルデザイン[※]の視点に立った授業づくりの推進を行っています。
- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援ができる学びの場として、幼稚園、小・中学校に設置した特別支援学級[※]、通級による指導[※]を行う教室は、障害の多様化や指導・支援を受ける幼児・児童生徒数の増加に伴い、学級数も担当教員数も増加しています。
- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援や指導のための教育支援委員会[※]での審議数は増加傾向にあり、審議時間を増やし対応しています。また、関係機関等と継続的に連携を図りながら、障害のある幼児・児童生徒に対する教育支援体制を充実させることを目的に、徳島市特別支援連携協議会を開催しています。
- 就学先の決定をする際には、十分な時間的余裕をもって行うように努め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門的見地からの意見、学校・地域の状況等を踏まえた総合的な観点から進めるようにしています。
- 教育現場だけでなく、保護者や関係機関等への広報により、発達段階に応じた連続した支援や保健・医療・福祉・労働等の関係機関と連携した支援の強化充実に向けた「個別的教育支援計画[※]」「引き継ぎシート[※]」の作成・活用を推進しています。

課題

- 障害の多様化による特別支援学級設置数の増加や、通級による指導を受ける児童生徒数の増加、通常学級に在籍する特別な支援が必要な幼児・児童生徒数の増加に対し、人的支援として、学校支援助教員の配置や学習支援ボランティア、学校支援ボランティアの派遣を行っています。しかし、教育現場が求める支援には、人手の「量」だけでなく高い専門性という「質」が必要です。
- 管理職を含めたすべての教員が、発達障害や特別支援教育等に関する知識と対応について学び、その知識や対応のスキルを教育実践において活用する必要があります。

今後の取組

- 学校全体で特別支援教育を推進できるよう、特別支援教育に携わる教員だけでなく、管理職を含めた本市のすべての教員一人ひとりの指導力向上につながり、特別支援教育の視点を取り入れた学校・学級経営が図れるような研修の充実に努めます。
- 「個別的教育支援計画」「引き継ぎシート」を作成・活用し、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。また、保健・医療・福祉・労働等の関係機関とのより効果的な連携を進めます。

- 障害の多様化や個別の支援を要する幼児・児童生徒の増加に対応するために、教育調査に関わる特別支援教育指導主事の人員確保をこれまで同様行います。また、教育支援委員会*で、その調査結果をもとに、各委員の専門的知識を生かして、一人ひとりの幼児・児童生徒にとって望ましい学びの場や支援の方法を審議・判断し、学校や保護者へ適切な指導や支援を行います。

② 相談・支援体制の充実

現状

- 保健・医療・福祉・療育等の関係機関と連携し、市内の保育所・保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校からの増加傾向にある教育相談への対応や、学校の支援体制の構築に努めています。
- 障害のある幼児・児童生徒の増加や障害の多様化・重複化に伴い、一人ひとりに応じた適切な指導方法や教育環境を学校関係者や保護者と話し合い、助言するために必要な専門的知識の習得や相談員の資質向上に向けた研修に努めています。
- 市内の保育所・保育園、認定子ども園、幼稚園、小・中学校から教育相談の要請を受け、発達障害支援相談員を派遣し、幼児・児童生徒について聴き取り・観察・発達検査等を実施しています。そして、支援の必要な状態を把握した上で、保育士、教員や保護者に対して子ども一人ひとりにあった支援、適切な指導方法、教育環境について助言しています。
- 専門家による教育相談会を実施し、一人ひとりに合わせた適切な支援ができるよう保護者との面談を実施しています。また、個々に応じて関係機関等とも連携を図り、専門的な見地からの意見を教育現場でどう活かすか、より具体的で継続的な助言に努めています。

課題

- 特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が増加し、その障害も多様化・重複化しています。学校等への適切な指導や支援、関係機関等との連携や保護者支援も含めた専門的知識を有した発達障害支援相談員の人数確保と資質向上が継続して求められています。

今後の取組

- 発達段階に応じて、保健・医療・福祉・療育・労働等の関係機関と連携し、障害のある幼児・児童生徒及びその保護者等に対して相談・支援体制が充実するように努めます。
- 特別支援教育*に関して専門的知識を有する発達障害支援相談員の配置や、より資質向上を目指した研修の充実に努め、学校への適切な指導や保護者支援を行います。

(8) 社会の変化に対応する教育の推進

① 教育の情報化^{*}の推進

現状

- 21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を行うために、学校における教育の情報化を推進しています。
- 児童生徒が情報活用能力を身に付けることは、ますます重要となってきました。小学校段階から各教科の中で情報活用の実践力育成を中心とした指導に取り組んでいます。高等学校の普通教科「情報」では、情報社会に参画する態度の育成や情報の科学的な理解に重点をおいた指導に取り組んでいます。
- インターネットに接続可能なモバイル端末^{*}を所有する児童生徒が増加し、インターネット上のトラブルに、児童生徒が関わるケースが増加しています。

課題

- 教科指導におけるICT^{*}を活用した、分かりやすく深まる授業の実現が必要です。
- ICTを活用した教職員の情報共有によるきめ細やかな指導や校務負担の軽減を図る校務の情報化が必要とされています。
- 情報化を推進するためには、学校のICT環境整備や教員のICT活用指導力の向上などを計画的に進めていく必要があります。
- 児童生徒に各発達段階に応じた情報活用能力と情報モラルを身に付けさせることが必要です。

今後の取組

- 児童生徒の情報活用能力の育成やICTを活用した効果的な授業の実現を図るため、教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や啓発に努めます。
- 各校のICT環境を計画的に整備し、学校における教育の情報化を推進します。
- 令和3年度より稼働開始予定の統合型校務支援システム^{*}の運用に向けて準備を進めていきます。
- 各校における児童生徒に対する情報モラル教育を推進します。

② 国際理解教育の推進

現状

- グローバル社会で生きていくために自国の文化を尊重するとともに、他国の文化も尊重できる子どもたちの育成に取り組んでいます。
- グローバル化の急速な進展に伴い、外国籍を持つ児童生徒や海外からの帰国児童生徒は増えつつあります。
- 児童生徒の英語を使った体験的なコミュニケーション活動の充実を図るため、教員とALT^{*}や、外国語教育サポーター^{*}（小学校）とのティーム・ティーチング^{*}による授業を

行っています。

- 語学研修のため、サギノー市へ高校生を派遣しています。

課題

- 小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る方針が示され、令和2年をめぐりに、小学校における外国語教育の強化拡充、中・高等学校における英語科教育の高度化などに取り組む必要があります。
- 異文化を理解し、自他の文化を尊重できる児童生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育を推進する必要があります。
- 帰国・外国人児童生徒等の増加に伴い、日本語教育等の支援が必要です。
- 小学校外国語活動・外国語科及び中学校英語科の充実を図るため、教員の指導力向上が必要です。
- 小学校外国語活動・外国語科から中学校英語科への円滑な接続を図るため、連携の推進に努める必要があります。

今後の取組

- ALT*との体験的な活動等の機会を増やすことにより、異文化を理解し、自他を尊重できる児童生徒の育成に努めます。
- 日本語教育等の支援が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、小・中学校へ日本語講師を派遣します。
- 英語を使ったコミュニケーション活動の充実を図るため、小・中・高等学校へのALT派遣、小学校への外国語教育サポーター*派遣を継続するように努めます。
- グローバル化に対応した英語教育を見据え、教員研修の充実を図ります。
- 小中学校外国語教育担当者会を実施し、小学校外国語活動・外国語科と中学校英語科の連携を推進するとともに、英語教育に関する情報の周知に努めます。

③ キャリア教育*の充実

現状

- 先端技術が高度化し、社会の在り方そのものが劇的に変化する中で、未来に生きる子どもたちにとってどのような能力が必要か、また、グローバル化の進展の中で、持続可能な社会を創造し先導するためにどのような人材が必要なのかについて、検討が必要とされています。
- 社会と職業との関連を重視し、小学校では職場見学、中学校では職場体験、徳島市立高等学校においては市高レインボウプラン*を実施するなど、実践的・体験的な活動を徳島市のすべての学校で行っています。

課題

- 「働く」ことへの関心・意欲を高める取組を、学校の教育活動全体を通じて行うとともに、家庭や地域と連携し、体験的な学習を促進するなど、キャリア教育※をさらに推進する必要があります。
- 2022年4月1日以降、成年年齢が引き下げられると、18歳が成年として様々な場面で扱われることになり、児童生徒へのキャリア形成支援に対する教職員の意識改革を促す必要があります。
また、小・中・高校の各段階における主権者教育を充実させる必要があります。

今後の取組

- キャリア教育と学力向上との相互補完による学習への目的意識や学習意欲の向上を図ります。
- キャリア教育が発達段階に応じて、組織的・系統的に実施されるよう、小・中・高等学校における教育課程の充実・改善に取り組みます。また、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校における主体的な進路設計に向けた学習など、体験的な活動の充実により、児童生徒の社会的・職業的自立のために必要な能力の向上や勤労観・職業観の育成に努めます。
- 小・中・高校の各段階に応じて政治や選挙制度に対する理解と参加意識を高めるとともに、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を育てる教育を推進します。

④ 環境教育※の充実

現状

- 各学校において、環境問題への意識を高めるための取組を行っています。
- 本市作成の環境教育副読本「徳島市の水と緑」※は、「とくしまエコマネジメントシステム」における環境教育の推進を目的とした小学生向けの副読本で、市内すべての小学校で活用されています。また、この環境教育副読本を活用した授業研究会を実施し、環境問題をより身近な課題とした授業実践や学識経験者等の講義受講など環境教育の充実に努めています。
- すべての小・中・高等学校において、児童生徒が自ら目標を立て、継続的に取り組む「新学校版環境ISO※」の認証を取得し、実践的・体験的な環境学習に取り組んでいます。

課題

- 環境問題について関心を持ち、課題解決に向けた実践力を身に付け、環境の保全に貢献する幼児・児童生徒を育成する必要があります。
- 私たちの日常生活に伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが原因である地球温暖化が年々加速し、SDGs※においても取り組むべき分野となっている環境問題への対応は、喫緊の課題となっています。

- 学校における環境教育で学んだことを家庭や地域にも波及させていく必要があります。

今後の取組

- 児童生徒が自ら目標を立て、継続的に取り組む「新学校版環境ISO[※]」の認証取得を促進し、実践的・体験的な環境学習を推進します。
- 環境教育副読本「徳島市の水と緑」[※]の効果的な活用について引き続き研究し、小学校での環境教育を推進します。
- 各学校で、環境教育[※]の指導者を養成するとともに、まずは地域の自然を大切にするなど、環境問題を身近な環境から地球規模の環境へとつなげる豊かな想像力、それを大切にする態度を養うため、地域・関係機関との連携や外部人材の積極的な活用を促進します。

⑤ 防災教育の充実

現状

- 近い将来、発生が懸念される南海トラフを震源とする巨大地震及び直下型地震のほか、自然災害や気象災害等に備え、防災・減災対策を講じることは喫緊の課題となっています。
- 学校の実態に応じた「学校防災マニュアル」を作成して、災害発生時に対応できるようにしています。
- 教職員対象の防災教育に関する研修会を実施して、指導者の育成を図っています。
- 各学校においては、子どもたちの生命を守ること、また自らの生命を守る行動がとれる子どもたちを育てることを念頭におき、日常的な防災教育の充実と防災体制の整備を図っています。

課題

- 日常の学習活動において防災教育を行う際の教材を作成する必要があります。
- 地域及び関係諸機関との連携をさらに深めていく必要があります。

今後の取組

- 避難訓練をはじめとした取組から得られた課題を検証して、「学校防災マニュアル」を毎年見直し整備します。
- 教職員対象の教材開発を含めた防災教育向上研修会を引き続き実施します。
- 防災教育を教育課程に位置付け、学年の発達段階に応じた教育実践を推進します。また、近隣の幼稚園や学校、保護者・地域住民等と連携した合同避難訓練を定期的開催するとともに、消防署や関係機関等の協力を得て、災害発生時における救命講習等を実施します。

(9) 魅力ある食育の推進

現状

- 「教育委員会食育推進委員会」及びその下部組織にあたる「幼稚園食育研究部会」、「学校給食食育研究部会」、「小・中・高等学校食育研究部会」、「生涯学習食育研究部会」において、食育推進に関する進捗管理を行っています。
- 徳島市小・中学校の栄養教諭・学校栄養職員部会と連携し、栄養教諭・学校栄養職員未配置校での様々な取組に対し、他校の栄養教諭・学校栄養職員・徳島市教育委員会食育コーディネーターが支援できる体制を整備しています。
- 徳島市内の幼・小・中・高等学校の食に関する共通教材である「食育タイム」を、徳島市小・中学校の栄養教諭・学校栄養職員部会と連携して作成し、各学校（園）へ配布することにより、幼稚園から高等学校までの発達段階に応じた食育の推進を支援しています。
- 各学校において、食育全体計画や食育年間指導計画の作成、食育推進パワーアップ作戦における授業の実施を依頼し、徳島市の児童生徒の食に関する課題解決に取り組んでいます。
- 食物アレルギーに関して研修を実施しています。また、各学校（園）においては、校内食育推進委員会を通じて給食でのアレルギー除去食提供をはじめとする個別対応について共通理解をし、緊急時対応等の校内体制を整えるなど、事故防止に努めています。

課題

- 平成30年度の文部科学省「全国学力・学習状況調査」によると、朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、全国および徳島県においても小学6年生・中学3年生ともに低下傾向にあります。
また、徳島県は糖尿病による死亡率も依然高い傾向にあることから、望ましい食生活の形成に向けて、栄養教諭・学校栄養職員・食育リーダーが中心となり、それぞれの発達段階に応じた食に関する指導により一層取り組む必要があります。
- 「学校（園）における食育指導ハンドブック〈食に関する指導資料集〉」や「食育実践事例集」など、指導内容や指導方法の共有化が図られてきたことから、これらをさらに活用し、食に関する指導の実践を行うことが求められています。
- 食物アレルギーに関する事故防止のため、緊急時対応等の校内体制の整備をより一層強化し、学校（園）全体で取り組むことが必要とされています。

今後の取組

- 「幼稚園食育研究部会」、「学校給食食育研究部会」、「小・中・高等学校食育研究部会」、「生涯学習食育研究部会」の4部会の連携を密にして食育推進に努めます。
- 徳島市の園児児童生徒の食に関する課題を改善するため、食育全体計画や食育年間指導計画を作成し、関連する各教科等での食に関する指導や食育推進パワーアップ作戦における授業の実施を継続します。
- 徳島市小・中学校の栄養教諭・学校栄養職員部会と連携し、栄養教諭・学校栄養職員未

配置校での様々な取組に対し、他校の栄養教諭・学校栄養職員・徳島市教育委員会食育コーディネーターが支援できる体制を維持します。

- 徳島市内の幼・小・中・高等学校の食に関する共通教材である「食育タイム」の活用をさらに充実させます。
- 食物アレルギー対応に関して、研修を実施します。また、各学校（園）においても、研修の実施や緊急時対応等の校内体制の整備をさらに強化し、事故防止や迅速な対応に備えます。

基本方針2

信頼される教育環境の実現

社会に開かれた教育課程を実現するために学校（園）評議員制度や学校（園）評価システムの充実を図るとともに、地域の教育力を活かした学校づくりを推進します。

また、不審者対策や地震・津波対策などの学校安全・防犯体制の充実や学校施設の耐震化を推進し、安全・安心な学校づくりを進めます。

さらに、教育委員会が取り組む施策・事業等の見直しを図るとともに学校の組織改善を進め、教育の組織運営体制の充実を図ります。

こうした取組により信頼される教育環境の実現を図ります。

(1) 教育環境の充実

現状

- 近年の少子化の影響により、幼児・児童生徒数は減少傾向にあり、1学級当たりの在籍数及び学級数においても減少傾向が見られます。
- 一方、本市中心部の一部の小・中学校においては、新たなマンションの建設及び住宅地の造成により、児童生徒数の増加傾向が見られます。

課題

- 幼児・児童生徒数の減少の顕著な幼稚園、小・中学校においては、少人数での教育活動が多く、集団の中で培われる自立心や社会性等の育成に課題があると考えられることから、この克服に向けた取組が求められています。
- 増加傾向にある小・中学校では、学級増による普通教室の不足を解消するため特別教室等を転用するケースがあります。
さらに、障害の多様化による特別支援学級の設置数の増加に伴う、必要教室の確保及び有効利用が求められています。

今後の取組

- 幼児・児童生徒数の変動による教育環境の変化に対応し、保護者や地域住民からの教育への期待や要望に応えられるよう努めます。
- 活力ある教育活動を展開していくために、幼稚園では徳島市立幼稚園再編計画に則り、小規模園の再編を進めます。また、小・中学校では、適正な学級規模の確保を図り、教育効果を高めるため、校区の見直しを含め、学校の再編について検討を行います。

(2) 信頼される学校づくりの推進

① 開かれた学校づくりの推進

現状

- 地域住民等から学校運営に関する意見を求める学校（園）評議員制度や学校組織全体を評価し、その結果を保護者や地域住民に向けて公表することで説明責任を果たしていく学校評価制度の取組が各学校において進められています。
- 保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画していくことが求められており、豊富な知識や経験を持つ地域の人材を生かして、開かれた学校づくりに向けた取組を進めています。

課題

- 学校評価制度を確立し、自己評価^{*}及び学校関係者評価^{*}を積極的に推進するとともに、その結果については、今後の改善方策も含めて広く公表する必要があります。
- 学校運営に関する保護者や地域住民との連携の緊密化を図り、地域の人材や教育力を幅広く活用し、今後、学校・家庭・地域が一体となった学校運営を一層推進する必要があります。

今後の取組

- 学校評価制度の充実を図り、すべての学校が自己評価の実施と結果の公表を行うとともに、保護者や学校評議員等による学校関係者評価についても、積極的に推進するよう努めます。
- 保護者や地域住民の願いを反映し、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現するために、今後、コミュニティ・スクール^{*}などを含め、より良い取組の検討を行います。

② 安全・安心の学校づくり

現状

- 近年の地球温暖化の影響などにより、全国各地で記録的な猛暑が観測され、幼児・児童生徒の健康や学習環境への悪影響が懸念されていたことから、その対応が喫緊の課題となっていました。

そこで、幼稚園、小・中学校において良好な保育・学習環境等を確保するため、幼稚園の保育室及び小・中学校の普通教室、特別教室（図書室、音楽室）に空調設備の整備を計画的に進めた結果、平成29年度に、幼稚園と中学校にエアコンを設置し、平成30年度から2箇年ですべての小学校にエアコンの設置が完了しました。

- 学校施設は、園児、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持つことに加え、地震発生時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は特に重要となっています。

本市が保有する幼稚園、小・中・高等学校の校舎等の施設での耐震化率は、100%となっていますが、7割以上が建築後25年以上を経過しており、老朽化の進行は深刻な状

況となっています。

- 近年、多くの家庭において洋式トイレが普及し、和式トイレの使用経験の無い園児・児童生徒が急増していることから、幼稚園、小・中学校のトイレについても、洋式化を進めています。

課題

- 校舎等の構造体の耐震化については既に完了していますが、天井等の非構造部材の落下防止等の安全対策についても、重点的に取り組む必要があります。
- 学校施設は第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から50年代にかけて多く建築されました。それらの施設が、一斉に更新時期を迎えつつあり、老朽化の波が押し寄せています。
- 学校施設のトイレの洋式化を進めるにあたっては、便器を和式から洋式に変更するだけでなく、匂い対策等を一体で改善する必要があります。

今後の取組

- 学校施設における老朽化対策については、多くの時間と多額の経費を必要とする改築(建て替え)だけではなく、建物の耐久性を高める、長寿命化を目指した取組が必要となるため、中長期的な視点による学校施設の長寿命化計画を策定します。
- 学校施設の長寿命化計画に基づき、トータルコストの縮減及び財政負担の平準化を図りつつ学校施設の老朽化対策を実施します。
- 建物の構造体以外の天井材や照明器具・バスケットゴール・外壁などの落下による重大な事故を防ぐため、非構造部材の落下防止等の対策に努めます。
- 教育環境の質的向上を図るため、トイレの洋式化、バリアフリー化対策、防犯対策、照明設備のLED化等の整備に努めます。

(3) 教育の組織運営体制等の充実

① 教育委員会の活動状況の点検・評価

現状

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、毎年、学識経験者の知見を活用して、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが規定されています。
- 本市では効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、教育委員会の活動状況について点検・評価を実施しています。

課題

- 点検・評価の項目や指標の設定、学識経験者の知見の活用方法等については、報告を受ける議会や地域住民の意見を踏まえて、積極的に改善していく必要があります。

今後の取組

- 点検・評価結果に基づき、課題や問題点を分析し、翌年度以降に取り組む施策や事業等の見直し、改善に努めることにより、本計画の着実な実施に役立てるとともに、学識経験者の知見や市民からの意見等を参考に、点検・評価の項目や指標を改善し、より一層市民への説明責任を果たすことができるものとなるよう努めます。また、点検・評価の結果に関する報告書を市のホームページを通じて公表し、活動内容の公開性を高めます。

② 学校の組織運営体制等の充実

現状

- 近年の学校を取り巻く環境の変化の中で、学力・体力向上や災害時を含めた安全確保の取組、不登校やいじめなどに対する対応等、学校の抱える課題の多様化・複雑化が進み続けています。
- 学校の運営管理や外部対応に関わる業務が増大し、教員が子どもたちと向き合う時間が少なくなっているとともに、授業研究や教材研究等、自己研修の時間を十分に取れない状況にあります。
- 保護者や地域住民の意見や要望を学校運営に的確に反映し、それぞれの地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めています。

課題

- 学校の抱える課題を迅速かつ的確に解決するためには、教員の個別的な対応では限界があり、学校を挙げて組織的に対応する必要があります。また、教員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保するために、各教員が適切な役割分担と協力のもとに校務を効率的に処理する必要があります。

- 学校運営に関する保護者や地域住民との連携体制等を整備する必要があります。
- 幼児・児童生徒が、家庭の経済的理由により就学（就園）の機会を奪われないよう支援することが求められています。

今後の取組

- 校長のリーダーシップのもとに、学校の抱える課題に対して組織的、機動的に対応する体制を整備するとともに、校務のICT^{*}化等による教職員の業務負担の軽減と教員一人ひとりの意識改革を図る中で、子どもたちと向き合う時間を十分に確保できるよう努めます。
- 地域に開かれた信頼される学校を実現するために、保護者・地域住民・教育専門家等が、学校運営に参画することについて検討します。
- 小・中学校における就学援助、幼稚園における保育料の減免及び高等学校における就学支援の制度が適切に実施されるよう努めます。

③ 教職員の資質向上

現状

- 急速に進行するグローバル社会に対応し、世界で活躍する日本人の育成を図るとともにいじめや不登校等への対応、特別支援教育^{*}に対する深い理解と実践的指導力、超スマート社会^{*}に向けてのICT活用能力の育成が求められています。
- 教職員の不祥事は社会の信頼を損ねる問題であり、不祥事防止のため校内外において研修を推進しています。

課題

- 校外における研修の充実だけでなく、日々の実践の中で、個々の意識改革を図ることが重要になっています。
- 子どもたちの人格形成に直接関わるという重大な職務を担っている教職員には、強い使命感と高い倫理観、総合的な人間力が特に求められています。

今後の取組

- 教職員の育成・評価システムを有効に活用し、教職員一人ひとりが学校教育目標を踏まえ、職務遂行上の目標を明確に設定しその達成を図るとともに、その職務遂行状況を評価することによって教職員の資質の向上や能力の開発に努めます。
- 指導教諭等を中心に、校内におけるOJT^{*}を推進するとともに、各学校の児童生徒の実態や課題を的確に捉えた校内研修の充実を図ります。
また、各校の指導教諭・研修担当教諭が窓口になり、校外の研修機関等との連携に努めます。
- 教職員一人ひとりが、日々危機意識を持って教育活動に取り組むことによりコンプライ

アンス※意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス推進員を中心として校内外での研修を充実させて、コンプライアンス※の推進に努めます。

④ 教職員の負担軽減

現状

- 学校を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、学校への期待や役割がさらに拡大する中、時間外勤務等の教職員の負担は増加しています。教職員一人ひとりが児童生徒と向き合う時間を十分確保し、健康でいきいきと働くことにより、学校教育※の質を維持向上し、本市の教育力を一層高めていくことができるよう、学校と一体となって業務の適正化と負担軽減に努めていくことが求められています。
- 平成29年12月に市内小中学校45校において、「働き方改革」に関するアンケート調査を実施し、各校の現状や時間外勤務縮減のための取組を把握するとともに、「市教委に取り組んでもらいたいこと」について、各校から提案された内容を踏まえて業務改善に取り組んでいます。
- 労働安全衛生法の規定に基づく過重労働による健康障害の防止対策として、教職員の勤務時間管理を行っています。県費教職員衛生委員会において、毎月各校から提出される時間外勤務時間に関する報告書をもとに、長時間勤務の実態を把握するとともに、業務の適正化に向けた対策を協議しています。
- 学校教育を取り巻く環境の変化、部活動に対する生徒・保護者等のニーズの複雑化・多様化により、部活動を担当する教員の心身の負担は大きくなっていました。
そこで、中学校部活動の適正化と負担軽減への支援としては、平成30年5月に「徳島市立中学校における運動部活動の方針」、また、令和元年5月に「徳島市立中学校における文化部活動の方針」を作成し、活動時間の見直しや休養日の設定の在り方を示すとともに、部活動指導員を配置して、教員の教材研究等に係る時間の確保や専門外教員の心理的負担の軽減を図っています。
- 学校を支える人員体制としては、児童生徒一人ひとりの特性に応じた指導充実のための学校支援助教員の配置、図書館運営を支援する学校司書ボランティア、大学生による学習支援ボランティアや地域人材を活用した学校支援ボランティアの派遣を行っており、学校の教育活動を支援することを通して、教職員の負担軽減に努めています。
- 教育委員会発出文書の電子メールの活用や研修会の見直しと精選、事務局各課から学校への調査・照会・回答を求めた文書等の精選と改善に努めています。
- 児童生徒等を取り巻く諸問題について、学校が困難な課題を抱え込み、教職員に過重負担が生じないように、トラブル発生時の積極的な学校支援に努めています。

課題

- 教職員の長時間勤務については、抜本的な改善には至っておらず、教職員の業務の負担軽減と適正化をさらに推進する必要があります。そのためにも、学校における勤務時間を

意識した教職員の意識改革と業務改善の推進が求められています。

- 所管の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等が必要とされています。また、自ら学校現場に課している業務負担を見直すことが求められています。
- 所管の学校に対して積極的に指導助言及び支援を行い、働き方改革の意義や取組について、教職員はもとより保護者・地域社会の理解を促進し、地域社会に理解されるような取組を積極的に行うことが求められています。
- 勤務時間を意識した業務の遂行のためには、教職員の勤務時間を適正に把握し、勤務環境の改善方策の充実・見直しを図る必要があります。ICT*の活用やタイムカードなどで勤務時間を客観的に把握・集計するシステムを構築することが求められています。
- 学校の教育活動を支援することを通して負担軽減をするために、学校の実態や課題に応じた人材を配置・派遣できるよう、多様な人材の確保が必要とされています。
- 部活動における負担軽減は、教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ健全な成長を促す観点から、休養日の設定の徹底を図るなど、部活動の適正化をさらに推進するとともに、保護者等の理解と協力を得る必要があります。

今後の取組

- 平成30年11月に徳島県が策定した「とくしまの学校における働き方改革プラン」を踏まえ、勤務時間の縮減等に関する方針・目標の設定等、市の実態に応じた働き方改革の指針やプランを策定し、フォローアップを通じたPDCAサイクルの構築に取り組み、所管の学校に対する取組の促進及び支援に努めます。
- 県下統一した「統合型校務支援システム*」の導入（令和3年度予定）に向け、着実に準備を進めていきます。校務支援システムを整備して業務を効率化するとともに、教職員の勤務実態を適正に把握するために、ソフトを活用した集計システム構築にも努めます。
- 「チーム学校」としての体制を整備するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの充実を図るとともに、学校支援助教員や学習支援ボランティア等の人材の確保に努め、教育支援活動の充実に取り組みます。
- 所管の学校に対して積極的に指導助言を行い、働き方改革の意義や取組について、教職員はもとより保護者・地域に向けて、理解促進及び協力を図るための啓発活動に取り組みます。
- 教育委員会が実施している研修会等や学校への調査・照会・回答を求めた文書等について、業務改善の視点から引き続き精選と改善に努めます。
- 中学校部活動の適正化に向け、「徳島市立中学校における運動部活動の方針」並びに「徳島市立中学校における文化部活動の方針」の周知徹底に取り組み、部活動指導員の活用促進をさらに推進していきます。

また、各中学校で策定する「運動部活動方針」及び「文化部活動方針」に従って部活動の指導・運営を行うとともに、ホームページ等で公表し、保護者等への理解促進を図っていきます。

⑤ 教職員のメンタルヘルス対策の充実

現状

- 職員衛生委員会・安全衛生委員会・県費教職員衛生委員会を設置し、労働安全衛生管理体制を整備し、健康管理の充実を図っています。
- 産業医、保健師等による相談体制の充実を図り、長時間勤務による健康障害の防止に努めています。
- ストレスチェック※制度を実施することにより、教職員が自身のストレスに気づき、メンタルヘルス不調を未然に防ぐことを促すように努めています。
また、検査結果を集団分析し、職場におけるストレスの要因を把握し、よりよい職場環境づくりに取り組んでいます。

課題

- 予防的なメンタルヘルスケアの取組が重要であることから、セルフケアの促進を図るため、ストレスに対処する知識や方法を教職員に普及、習慣化を図る必要があります。
- メンタルヘルスに不安を感じる時は、早目に産業医や精神科医等に相談できるよう、教職員が活用しやすい体制を確立し、周知していく必要があります。

今後の取組

- メンタルヘルスに関する研修の充実を図り、教職員本人のセルフケアに対する意識が向上することにより、早目にストレスに気づき、対処する知識や方法を身に付け、自己管理能力を高めるよう努めていきます。
- 産業医や保健師等を活用した相談体制を整えるとともに、それを活用しやすい環境をつくり、また、メンタルヘルスの知識について、管理職を含めた教職員に周知徹底していきます。

基本方針3

心豊かでたくましい青少年の育成

社会環境の大きな変化が一因となり、家庭及び地域社会の教育力が低下しているとの指摘があります。

このことを踏まえ、次代の社会を担う青少年が心豊かに、たくましく成長できるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となり、青少年の健全育成に取り組みます。

(1) 家庭教育の充実

現状

- 家庭教育は、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など子どもの生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであり、学校・家庭・地域が相互に連携を図りながら取り組んでいます。
- 近年、社会は急激に変化し、都市化や核家族化の進行、また地域における連帯感の希薄化などを背景に、家庭や地域における教育力が相対的に低下している状況がみられます。こうしたことの表れとして、子育てへの不安から関係機関への相談件数が増加するほか、児童虐待など深刻な社会問題が発生しています。

課題

- 家庭教育支援を実施するため、関係機関や地域の子育て支援者と連携し、子育ての悩みや様々な課題を抱える保護者に対して情報の提供を行っていますが、様々なニーズに対応し、より充実した活動とする必要があります。
- 学校・家庭・地域が相互に連携強化を図り、家庭教育を地域総がかりで支援する体制づくりが求められています。

今後の取組

- よりきめ細かな家庭教育支援を行うため、徳島県子育て総合支援センター「みらい」が開催する研修会等を活用するなど、資質の向上を図るとともに、関係機関等とのより一層の連携を図り、家庭における教育力の向上を支援します。
- 地域密着型生涯学習の場である地域学遊塾[※]において、子どもと保護者が心の交流を深めるための体験活動を推進し、家族の絆づくりを支援します。

(2) 青少年活動の充実

現状

- 青少年が自立していく過程において、多様な人間関係の中で、様々な体験を通して、自ら課題を発見し、解決するという経験ができるように努めています。しかし、生活様式の変化や地域社会の人間関係の希薄化等を背景に、こうした経験が不足している実態が見られます。
- 青少年活動を推進するにあたっては、いじめ問題講演会など、全市的な取組とともに、地域コミュニティ等の特性を生かした取組を実施するなど、すべての青少年が仲間とともに育ち合える教育環境を整えています。

課題

- 青少年に対する各種体験活動の場を提供するほか、社会教育関係団体等が実施する青少年活動の支援に努めてきました。その結果、青少年活動への参加者は徐々に増加しつつありますが、その一方で活動を担う指導者層の拡大を図ることが課題となっています。
- 青少年の自主性・社会性・創造性等の向上を図るためには、意思決定等への参画を含め、主体的に青少年が活動できる場の充実が求められ、こうした観点から指導者の資質向上に取り組むことも重要となっています。

今後の取組

- 青少年活動の推進にあたっては、より多くの青少年が参加でき、新しい知識や技術を得るとともに、互いに心身を練磨できる質の高い活動内容を提供できるようさらに努めます。
- 青少年の活動に対する要望の把握、活動に関する情報の提供、魅力的なプログラムの開発などに取り組めます。
- 青少年団体をはじめとする各種社会教育関係団体や、地域に根ざして青少年活動を担う団体等との連携を図りながら、指導者層の拡大と資質の向上に努めます。

(3) 健全育成体制の充実と環境整備

① 青少年を見守る体制の充実

現状

- 近年市内においては、学校、家庭、地域、関係機関等の継続した教育活動や連携により、少年非行件数や補導件数は激減しています。しかし、青少年の問題行動は潜在化、多様化、複雑化しており、学校や家庭においても実態を把握しにくい状況にあります。そのような中、市内24地区ごとに委嘱している青少年補導員を中心に、各地区における街頭補導活動、非行防止活動、環境浄化活動に取り組んでいます。また、市内26地区の青少年健全育成協議会においても健全育成活動をはじめ、様々な地域ぐるみの活動を継続しています。
- 近年、青少年の問題行動は、規範意識の向上と連動し反社会的行動が減少しており、自傷行為や不登校など非社会的行動が増加傾向にあります。
- 社会全体では、近年の自殺率は減少傾向にあるものの、青少年の自殺率は微増しています。

課題

- 補導件数は減少していますが、課題を抱えた青少年は少なからず存在し、青少年の問題行動の前兆に気づきにくい状況にあります。
- 家庭や学校等で安心できる自分の居場所が無く、自己存在感や自己有用感が乏しい青少年が存在しており、安全安心な居場所づくりが求められています。
- 情報化社会の急速な進展により、インターネット利用の低年齢化が進んでおり、ネットモラルや情報機器に関する知識不足のため、多くのトラブルに発展しています。
- 不登校やひきこもり、虐待などの課題解決には、多くの関係機関の支援や継続した取組が必要となります。また、だれも自殺に追い込まれることがないようにSOSを出しやすい環境づくりが必要となります。

今後の取組

- 非行や問題行動の未然防止には学校と家庭の連携が欠かせません。家庭との連携が困難な場合は、スクールソーシャルワーカーの派遣や関係機関との協働を推進するなど環境の改善に努めます。
- 問題を抱える青少年の早期発見や早期対応のために、学校・関係機関・関係諸団体等との情報交換や連携を推進します。
- 非行や問題行動を起こした青少年やその保護者に対し、学校・家庭・警察・教育委員会等が連携を密にし、指導助言を行い、支援に努めます。また、地域での見守り活動の充実や、地域を越えた情報の共有等、全市を挙げて地域ぐるみで実施する非行防止活動及び健全育成活動をさらに推進します。
- スクールカウンセラーの活用、いのちを守る子どもサポート事業、SOSの出し方に関する教育等を推進するとともに、家庭や地域との連携・相談窓口の周知等の自殺対策に関連する取組を進めます。

② 有害環境浄化活動の推進

現状

- 情報化社会の進展により、モバイル端末^{*}の普及によるインターネットを利用したトラブルが多発しており、特に、青少年を巻き込む有害サイトやSNSを通じたネットいじめ問題に対する対策等は急務となっています。

このような問題に対し、警察や関係機関と連携し、学校・PTA・各健全育成団体等の会議等において有効な手段であるフィルタリングソフトの導入を啓発するとともに、最新の情報の収集と提供に努めています。

また、学校において「ネット利用等に関する安全教室」や「薬物乱用防止教室」等を実施しています。

- 有害環境の浄化活動の一環として、子どもをとりまく環境を守っていくため、青少年に有害な図書類を投函できる白いポスト^{*}を市内6箇所に設置し、成人雑誌やDVD等の処理を行っています。
- 毎年7月に徳島市環境調査として、カラオケ店等の興行営業所・玩具類販売店の立入調査も実施しています。また、有害環境を把握し適切に対応するため、市内各所の図書類販売店・ビデオ販売店等の協力を得ながら、立入調査を実施しています。

課題

- ネットトラブル、特に、青少年の非行やいじめ等にかかる問題に関して、教育活動の中で、正しい知識や使い方マナーを習得させる必要があります。
- 被害防止のため、児童生徒にフィルタリングソフトの導入の指導を推進することも重要であり、保護者への啓発を強化する必要があります。
- モバイル端末については、家庭での約束事を決めて使用させること（ペアレンタルコントロール）が有効であることから、家庭との連携がさらに大切となっています。
- 興行営業所等の店舗を閉店したり、新たに開店したりする動きが以前より速くなってきており、常に情報を収集・把握することが環境浄化活動の大きな課題となっています。そのため、広く市民の協力を得て、定期的な確認活動等を展開する必要があります。

また、徳島県青少年健全育成条例の罰則も強化され、これまで以上に学校・家庭・地域が一体となった健全育成活動の充実が求められています。

今後の取組

- フィルタリングの設定やウイルス対策、ペアレンタルコントロールに関して家庭へ啓発し、協力を得られるよう啓発活動を推進します。
- 非行防止、安全対策につながるよう、警察や関係機関から最新の情報を得て啓発活動を推進し、各校・各団体等が積極的に連携し、青少年を有害環境から守るよう努めます。
- 青少年の健全な育成を阻害する有害図書等を回収・廃棄することにより、子どもの目に触れさせない環境づくりを継続・徹底するとともに、広く市民に広報し、協力を得ながら環境浄化活動を推進します。

- 学校・警察・地域の協力のもと、市内全図書取扱店、カラオケ店等の興行営業所・玩具類販売店等の状況を調査し、徳島県青少年健全育成条例の趣旨を説明し、遵守いただくよう改善要望を継続していきます。

③ 地域における安全の確保

現状

- 幼稚園、小・中・高等学校に対し、不審者に関する情報の提供を依頼し、情報の集約に努め、状況に応じ、各校（園）をはじめ、関係機関など市内の諸施設に情報を発信し、注意喚起を促しています。
- 徳島市ホームページに不審者情報を掲載し、学校関係者はもちろん、広く市民への情報提供に努めています。
- 不審者等の抑止効果と子どもに安心感を与えるため、定期的に巡回パトロールを実施するとともに、より効果的に地域ぐるみの安全体制の整備を図るため、市内全地区に安全ボランティアを組織し、地域との連携による安全確保を図っています。
- 通学路の安全を確保するため、「徳島市通学路安全プログラム」に基づき、定期的に関係機関との合同による通学路安全点検を実施しています。
- 水難事故防止のために危険水域などを調査し、標柱を作製・設置し、水泳期間中は小・中学校と連携して河川パトロールも実施しています。
- 小学校を中心に、学校毎に校区の交通安全・災害・不審者等に関する情報を書き入れた安全マップを作成し、安全意識の高揚に役立てています。
- 全国的に子どもを巻き込む事件が多発していることから、警察によるパトロールの強化や誘拐防止教室の実施、関係諸団体による青色回転灯搭載車パトロールの実施、市民の協力による「子ども110番の家」等、安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。

課題

- 学校と地域住民・関係機関等との連携と協力体制の強化を図りながら、子どもの登下校時や地域活動等の中での安全確保に努め、安全・安心な生活環境をつくることますます重要となっています。
- 子ども自身の危機回避能力を高めるため、保護者・地域・警察等と連携し、各小学校での不審者対策訓練や防犯教室の推進が重要となっています。
- 各校では、安全教育の推進に努め、保護者・地域の協力を得ながら交通指導等、子どもの安全を守る活動に取り組んでいますが、道路事情も年々様々に変化しており、状況の変化に対応した安全指導の必要性が指摘されています。
- 東日本大震災の教訓を活かし、学校と地域の連携を深め、発災時の協力支援体制の構築等、地域における安全対策の充実を積極的に推進していく必要があります。

今後の取組

- 各校・警察との連携はもとより、広く市民と情報が共有できるよう、広報活動を工夫し、さらに研修の機会を提供しながら、関係機関、団体、各地域ボランティアと連携強化を進めます。
- 犯罪抑止効果や危険箇所発見のための巡回パトロールを実施し、全市を挙げての安全・安心なまちづくりを推進し、子どもの安全確保に努めます。
- 「徳島市通学路交通安全プログラム」に則り、各校では児童生徒の視点に立ち、通学路の点検及び調査を定期的を実施し、安全安心な環境づくりを推進するとともに、各校における安全指導に反映します。
- 校区の状況に応じた危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を定期的に見直すとともに、様々な状況を想定した訓練等の実施に努めます。

(4) いじめ・不登校問題への対応

① 啓発活動の推進

現状

- 社会環境の急激な変化により、いじめ・不登校・ひきこもりなどが深刻な社会問題となっており、青少年の自立の遅れやコミュニケーション能力の低下、自尊感情の欠如なども指摘されています。

平成29年度における本市のいじめ認知件数は291件、不登校の児童生徒数は183人であり、児童生徒のいじめや不登校は、依然として憂慮すべき状況にあります。

本市では、これまでも、いじめは決して許されない行為であり、どの子にも、どの学校にも起こりうるものであるという認識のもと、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、様々な取組を行ってきました。

平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の施行を受け、平成26年3月に「徳島市いじめ防止基本方針」を策定しました。その後、国や県の基本方針の改定内容を参酌し、平成31年3月に「徳島市いじめ防止基本方針（第3版）」として改定し、これまでの取組を検証するとともに、いじめ根絶のための取組を推進しています。

課題

- いじめや不登校等の児童生徒の諸問題に対し、未然防止のための学校内体制を確立するとともに、早期に適切な相談・支援ができる体制を充実させる必要があります。

また、きめ細かな相談・支援体制の充実を図る上で、学校・家庭・地域・警察・関係諸機関とのさらなる連携強化を進めることも重要な課題です。

- いじめ・不登校問題に対し、すべての人が関心を持ち、その根絶に向けて取り組めるよう、様々な機会を利用し、啓発活動の充実を図っていく必要があります。

今後の取組

- いじめ・不登校問題に対し、未然防止・早期発見・早期対応するために、各学校や関係機関との情報交換を大切に、連携した取組を進めます。
- 校内・校外の相談窓口の周知徹底を図り、多様化する諸問題に対し、適切な相談活動が行えるよう、専門機関との連携の強化・充実を図ります。
- 地域青少年健全育成協議会の活動に、いじめ・不登校問題についての内容を組み込み、研修会や体験活動を通して、地域ぐるみで課題解決に向けての体制の整備・充実を図ります。
- 「徳島市いじめ防止基本方針（第3版）」、「いじめをなくすために」（教師用指導資料）及び「いじめをなくす家庭の手引き」を配付し、学校と家庭が一体となったいじめ問題への対応のさらなる推進と啓発を図ります。

② 相談・支援体制の充実

現状

- 徳島市青少年育成補導センター内に設置している「相談ホットライン」では、いじめ問題だけでなく、あらゆる悩みに対して、第一次相談窓口として、専門相談員が相談にあっています。
平成30年度の相談件数は83件で、性に関すること・進路・いじめ・人間関係など、幅広い分野で相談を受けています。
- 徳島市適応指導推進施設内に配置している教育相談員が、来所相談・電話相談・メール相談を行うことにより、不登校傾向にある児童生徒及びその保護者、教師の悩みや不安の軽減・解消を図っています。平成30年度は、来所相談219件、電話相談421件、メール相談7件、合計647件の相談がありました。
また、同施設内には、不登校の児童生徒を支援するための適応指導教室「すだち学級」を開設し、学校・家庭・関係機関と連携して学校復帰・社会的自立を目指しています。
- 小・中学校の適応指導担当者を対象に適応指導担当者研修会を開催しています。不登校児童生徒やその保護者への支援のあり方、相談機関の紹介、不登校を未然に防ぐための取組等について研修を行っています。

課題

- いじめや不登校問題も含め、青少年の問題は、多様化、複雑化しており、ますます教育相談の充実が求められています。
そのため、専門的知識を有する教育相談員の資質向上と人材確保、また、相談しやすい環境づくりの充実が必要となっています。
- 不登校の原因は複雑で、問題解決に時間がかかり長期の不登校になるケースも見られます。学校復帰のみならず適応指導教室への通級も難しく、自宅や自室にひきこもりがちな子どももいます。そのような児童生徒一人ひとりに応じた対応をするとともに、不登校を未然に防止するための方策を探っていくことが求められています。

今後の取組

- 一人でも多くの青少年や保護者の悩みに対応できるよう、電話相談についての周知に努めます。また、いじめや虐待等、緊急性のある問題については、学校等と連携し、迅速に対応します。
また、教育委員会内に設置した「いじめ問題等対策チーム」を中心に、いじめ問題解決に向けた施策の推進や支援体制の再確認と充実を図るとともに、学校や関係機関と連携した取組をさらに進めます。
- 学校・家庭・関係機関との連携を深め、不登校の児童生徒が適応指導教室への通級や訪問型支援（学生メンタルサポーター派遣事業）を受けられるように、一層の広報と啓発を進めていきます。

基本方針 4

一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進

人権は、「人間の尊厳」に基づく権利であり、尊重されるべきものであります。

しかし、現実には人々に保障されているはずの生存・自由・幸福追求の権利が不当に侵害されている実態もあります。

このため、これまで長年にわたって積み上げてきた同和教育の成果と手法を生かしながら、すべての人の人権が尊ばれる社会づくりを目指し、人権教育・啓発を推進します。

(1) 学校教育における人権教育の推進

現状

- 平成14年4月「徳島市人権条例」、平成19年7月「徳島市人権教育・啓発推進指針」を策定し、一人ひとりの人権意識の高揚を図りながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて積極的に取り組んでいます。
- 学校教育※・就学前教育活動の全体を通じ、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を推進するため、人権作品（作文・ポスターなど）募集、教職員人権研修助成、人権研修の開催など、人権教育・啓発を推進しています。

課題

- 学校教育や就学前教育活動の全体を通じ、幼児・児童生徒のそれぞれの発達段階や地域の実情に即した人権教育を推進してきましたが、知的理解だけでなく、人権への深い配慮がその態度や行動に現われる豊かな人権感覚の育成が求められています。
- 多様な価値観を享受しながら自尊感情・自己有用感を高める人間関係づくり、保護者や地域との連携を図るために地域へ積極的に出向くフィールドワークをはじめ、ロールプレイや体験的参加型学習の導入、地域文化の掘り起こしを中心とした教材の開発等、学校現場の教職員が、同和教育等で培われた手法を大切しながら、さらに教育内容や方法の充実を図ることが求められています。

今後の取組

- 一人ひとりを大切にする教育方針の下で、これにふさわしい学習環境を整えるなど人権尊重を基盤とする教育を展開できるよう努めます。
また、すべての教職員の総意によって作成された、人権教育年間計画に沿った組織的・系統的な人権教育が推進されるとともに、効果的な実践が図られるよう努めます。
- 教職員一人ひとりが自らの使命の自覚と豊かな人権感覚を身に付け、教職員の資質や能力の向上を図ることができるよう、研修機会の確保やメンター制※を活用した校内研修の効率化、講師派遣等による研修内容の充実に努めます。
また、人権や人権問題に関する知的理解を深めるとともに、自他の人権を尊重しようと

する意欲・態度等の人権感覚の育成に焦点をあてた指導内容の充実が図られるよう努めます。

- 同和教育で培われた「差別・偏見をなくす」教育実践をもとに、地域の良さや、地域を誇りに感じる校外学習やロールプレイなどの体験的参加型学習や、人権問題を自らの課題とする問題解決型の「考える人権教育」の開発、ICT等を活用した教材開発など指導内容・方法の工夫・改善に努めます。

(2) 社会教育における人権教育の推進

現状

- すべての人は、個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利は誰にも等しく保障されなければなりません。すべての人権が尊重され、相互に共存できる平和で豊かな社会の実現をめざし、社会教育において、様々な人権課題への理解と問題解決を図るため、人権に関する多様な学習事業を実施しています。
- 人権問題学習事業[※]や地域住民交流促進事業[※]など教育・啓発事業に参加する市民も多くみられ、人権尊重社会の構築に向けた意識形成には一定の成果を収めています。
- インターネットの普及に伴い、SNSを利用し人権を侵害する事象なども発生しており、今後、人権尊重意識が社会意識として定着し、すべての市民に共有されることをめざし、社会教育を通じた教育・啓発の推進に努めています。

課題

- 人権尊重意識を社会意識として定着させるためには、市民一人ひとりの意識変革が必要です。計画性のある教育・啓発活動を推進し、学習者の強い問題意識を喚起できるよう努めなければなりません。
- 学習が一方的な価値伝達に偏るのではなく、学習者の自己教育活動を促進する立場に立って学習活動を推進できる教育・啓発推進者の拡充を図ることも必要となっています。

今後の取組

- 人権尊重意識が社会意識として広く各市民層に定着することを目指し、社会教育の重要な柱として人権教育・啓発を推進します。
- 計画性のある学習教材等の情報提供に努めるとともに、公民館をはじめとする社会教育施設間の相互協力、さらには学校・家庭・地域・社会・住民による官民の連携等を一層強化し、それぞれのライフステージに対応した人権教育・啓発に関する各種事業の総合的な取組を展開します。
- 教育・啓発推進者の拡大と資質向上を図るため、各種講座を開設し、体験型学習などの主体的な学習を実施するほか、啓発活動への積極的な参加を促すなど、実践を通じた資質の向上を図ります。
- 各地区の公民館活動をはじめとした様々な取り組みにより、人権教育の環境は一定の整備がなされ、人権尊重社会への形成に成果を収めてきましたが、インターネットの普及や生活の多様化により、匿名性を利用した差別事象、社会的少数者への差別事象やヘイトスピーチなどの事象が顕著化しており、これらを含めた視点からの教育・啓発事業を市民の身近な活動施設である地区公民館との連携を図りながら、人権尊重社会の構築に向けた取組を更に進めていきます。

基本方針5

郷土の遺産である文化財の保存と活用

文化財は地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない市民共有の財産であり、文化の向上、発展の基礎を成すものであるため、将来にわたり、適切な保存・継承が必要です。

また、文化財の本質的な価値を明らかにし広く周知することは、地域の文化環境を高め、市民が地域の理解を深めるとともに、郷土に誇りを持ち、豊かで活気のある地域社会の実現につながります。

近年、文化財は学校教育*、社会教育、観光、まちづくりに供する地域資源として重要な役割を担っています。これまでの文化財に対する固有価値の中から新しい価値を発見し、社会全体に還元することによって、人々が歴史・文化に親しみ、多彩な文化に触れる機会を充実することが重要です。

(1) 文化財の保存と活用の推進

現状

- 本市には、四国八十八箇所霊場に代表される多くの寺社や重要無形民俗文化財である阿波人形浄瑠璃など、徳島の歴史と文化を育んだ有形・無形の個性的な文化遺産が数多く残されています。
- 学術的視点から価値があると判断され、指定や登録を受けた文化財の保存と活用を進めています。
- 人口減少や少子高齢化の進行に伴う地域社会の変容により、ふるさと意識が薄れ、地域の歴史を学び伝統文化に接する機会が少なくなり、これまで地域が支えてきた伝統文化の継承が危ぶまれています。

課題

- 地域を象徴する重要な要素である文化財の保存と活用を推進するためには、魅力的なかたちでわかりやすく市民にその価値を情報発信することが欠かせません。
- 指定や登録を受けた文化財を単体として保存・活用するのではなく、文化財をその周辺環境を含めて総合的に捉え、まちづくりや地域のにぎわいに活かしていく視点が必要です。
- 多くの市民が郷土のすばらしさを実感でき、とりわけ次世代を担う子どもたちが地域の歴史や伝統文化への理解を深められる持続可能な地域社会を目指す必要があります。

今後の取組

- 文化財の適切な保存と活用を推進するためには、地域の人々の積極的な関わりが必要です。そのため、文化財の保存・活用の支援に関わる団体の人材育成を継続するとともに文化財を守っていこうとする気持ちを育みます。

- 本市の文化遺産を再発見し、民間と公共が地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組むことができる仕組の構築に努めます。
- 次世代を担う子どもたちがふるさとの自然、歴史、生活文化を学ぶ機会を増やし、地域の伝統文化への理解を深め、多くの伝統行事に触れ合う機会を充実させることにより歴史文化の継承を図ります。

(2) 文化財に親しむ機会の充実

現状

- 本市では徳島城博物館、考古資料館、天狗久資料館において、人々が文化財に親しみ、地域への理解を深められるよう、それぞれが特色ある講演会や講座、各種イベント等の事業を展開し、徳島の歴史文化の情報をわかりやすく提供することに努めています。
- 文化財に指定・登録された歴史的建造物や庭園等、地域の歴史文化を体感できるイベントや農村舞台での阿波人形浄瑠璃公演を開催し、歴史文化への誘いの拡大を図っています。

課題

- 文化財の魅力を人々に伝えることができるよう、文化財の効果的な公開・活用を積極的に推進する必要があります。
- 文化財公開施設については、様々な性格を持つ施設が連携して一定のテーマにもとづく展示を推進し、広域的に連携した取組によって、地域の歴史文化への理解を促進する必要があります。

今後の取組

- 人々が文化財に親しむきっかけをつくるために、文化財の公開・活用において、文化財の本質的価値だけにとらわれず、人々のより身近なものと同組み合わせることや生活との関わりに注目して公開・活用の仕方を工夫することにより、文化財と親しむ機会の拡大を図ります。
- 徳島の歴史文化の魅力を効果的に情報発信し、人々の多様な知的欲求に対応できる施設の運営に取り組みます。
- 文化財に親しむ機会の充実にあたっては、特に、子どもたちをその重要な対象として位置付け、子どもたちに地域の歴史や文化を教えるために文化財は優れた教材となることから、子どもたちが、いつでも、どこでも学べる環境づくりを促進します。

基本方針6

生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興

これまで多様なイベント等の開催、さらには体育施設の充実を図るなど生涯スポーツ・レクリエーションの普及に努めてきました。その結果、体育施設の利用も年々増加を続けるなど、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション意識が着実に根付いてきています。

今後は、行政だけでなく、民間事業者や大学などとの積極的な連携を図りながら、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の提供や指導者の育成、地域に根付いたスポーツクラブの育成などに努め、市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境づくりを進めることが求められています。

(1) 市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進

① 社会体育指導者[※]の養成

現状

- 社会体育指導者を養成する機会として、国、県及び県体育協会からの各種研修会開催案内を各指導者に情報提供しています。また、市主催の研修会では、話題となっているテーマが題材となるように計画し、指導者の資質の向上を図っています。なお、地域に埋もれている人材を発掘するため、社会体育指導者の講習会等も開催しています。

課題

- これからの指導者には、社会が期待する要件が厳しくなるため、柔軟な対応と幅広い知識が必要になっています。ところが、各種研修会への参加者は少数です。
- 少子高齢化に伴い、指導者の高齢化も進んでいます。

今後の取組

- 研修会への参加が、指導者の負担にならないように、市主催の研修会については、工夫して計画します。
- 地域に埋もれている指導者としての人材を発掘するため、一般市民を対象とした社会体育指導者の講習会・研修会を開催し、指導者の確保に取り組みます。

② 地域スポーツ・レクリエーション団体へのスポーツ・レクリエーション活動の啓発及び情報提供

現状

- 地区体育協会、各種スポーツ・レクリエーション団体に対して、様々なイベントや助成制度についての情報提供を行っています。
- レクリエーション協会に対しては、加盟団体が行う事業への後援や情報提供を行って

ます。

課題

- 利用者の利便性の向上を図るために、インターネット等の利用によるスポーツ施設の申込みやスポーツ用備品の貸出等の情報処理及び伝達の実環境整備に努める必要があります。
- 地区体育協会に対して、地域住民の誰もがスポーツに参加できる体制が確立できるように啓発活動や支援を実施していますが、活動の活発な地区と活発でない地区の二極化が進んでいます。

今後の取組

- 地区体育協会やレクリエーション団体に対して、各種スポーツ・レクリエーション事業に対する助成制度の情報提供や啓発を（一財）徳島市体育協会と連携を図りながら推進します。

(2) スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

① 多様なイベントの開催

現状

- 老若男女を問わず気軽に参加できる市民スポ・レクフェスティバル等のイベントやスポーツ教室を開催し、すべての市民がスポーツやレクリエーションに親しめる機会を提供しています。
- 教育委員会は、主催者の一員として、多くの市民ボランティアの協力をいただき「とくしまマラソン」を開催し、ランナーが日頃の練習の成果を発揮する機会を提供しています。

課題

- 行政が企画するスポーツイベント以外に、市民が主体的に参加できるような地域スポーツの環境整備が求められています。
- 市民のニーズに沿い、気軽に参加できる種目を導入した多様なイベントを企画し、運営をする必要があります。

今後の取組

- 地域に着実にスポーツが根付くように、スポーツ推進委員の指導によりスポーツの普及活動を続けていきます。
- 各競技スポーツ団体及びレクリエーション団体と連携を図りながら、市民のニーズに応じたイベントになるように努めます。

② 高度なスポーツ・レクリエーションに触れる機会の提供

現状

- 既存の体育施設で可能な全国規模のスポーツ・レクリエーション大会を指定管理者と連携を図り誘致しています。
- 徳島市で開催される全国規模のスポーツ・レクリエーション大会は、少数の種目に限られており、開催される大会数も少ない状況です。
- 徳島県内では、Jリーグのプロサッカーや独立リーグの野球を観戦できる環境にあります。

課題

- 徳島市の体育施設でプロスポーツや全国規模のスポーツ・レクリエーション大会を開催できるような施設の整備が求められています。
- 全国規模の競技大会の招致に向けて、より積極的に取り組むことが求められています。

今後の取組

- 「(仮称)新体育館整備計画」や施設の長寿命化を図るための「スポーツ施設個別施設計

画」の策定を進め、安全・安心な環境で大会が開催できるように整備に努めます。

- 各競技団体や指定管理者に協力を得ながら、全国規模のスポーツ・レクリエーション大会が開催できるように努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

現状

- 近年の健康志向の高まりに伴い、子どもから高齢者まで、誰もがいつでも気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツの重要性が再認識され、日常生活の中にスポーツやレクリエーションを取り入れて健康で豊かなスポーツライフを楽しむ人々が増加しています。

このため、各地域の小・中学校の運動場並びに体育館を夜間や休日に一般市民に開放するとともに、体育施設の耐震補強工事を実施するなど、利用者の安全確保や利便性の向上を目的とした、施設整備を行いました。

課題

- 年齢や性別を問わず、誰もが身近にスポーツやレクリエーションに親しむことができる施設のさらなる整備が求められています。
- 施設の老朽化が著しいため、年々維持管理費が増大しており、また利用者からは、建替えや改修工事の実施を望む声が多く寄せられています。

今後の取組

- 市民が身近にスポーツ・レクリエーションに親しめる施設として、小・中学校の体育施設を開放し、市民に情報提供するとともに、地域に点在する社会体育施設の特性を活かした施設の整備に努めます。
- 施設の長寿命化を図るためにスポーツ施設の在り方を検討し、「スポーツ施設個別施設計画」や「(仮称)新体育館整備計画」の策定を進め、より安全で快適な利用環境の整備に努めます。

基本方針7

創造する喜びを拡げる生涯学習の推進

近年における社会の成熟化や国際化、情報化の進展に伴って、人々の学習ニーズは多様化しています。社会生活を営む上で必要な知識や技術に関する学習、趣味や教養など生きがいとしての学習、さらには現代社会が直面している様々な課題に関する学習など、多岐の分野にわたる学習への関心と意欲が高まっています。

こうしたことを踏まえ、生涯学習活動の支援にあたっては、市民が生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所で自由に学べるよう、学習環境の整備・充実に努めます。

(1) 生涯学習活動の推進

現状

- 生涯学習では、刻々と変化する社会のニーズや個人及び地域の多様な要求に応えられる柔軟性に富んだ教育の提供が重要です。そこで、公民館をはじめ、徳島城博物館などの社会教育施設を中心に各種講座を開設するとともに、各地域や社会教育関係団体が推進する学習の支援に努めています。

課題

- 本市が推進する生涯学習の場に参加する市民は年々増加しており、今後さらにその体制を拡充していくことが必要です。
- いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶことができる生涯学習社会を構築することが課題となっています。

今後の取組

- 学習の成果が評価され、社会に活かすことを通して学習者自身の生活の充実を図り、喜びを創造するとともに、地域社会の課題解決に向けて知識や経験を生かすことができる生涯学習活動の支援に努めます。
- 学校・家庭・地域住民等、相互の連携協力を促進し、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現するための社会教育を推進します。
- 社会の成熟による自由時間の増大に呼応して、心の豊かさや生きがいを得られるような学習の推進が求められていることから、各世代や地域の課題を検証し、その解決に向けた主体的学習を重視しながら、官民の連携により、その成果を新たなまちづくりや社会貢献につなげていける態勢づくりを支援します。

(2) 生涯学習施設の整備・充実

現状

- 市民の学習ニーズ等の動向を踏まえ、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の整備や機能充実を図り、多様な学習機会の提供に努めています。
- 図書館、考古資料館、天狗久資料館、青少年交流プラザなどの社会教育施設においては、指定管理者制度の導入により民間ノウハウを生かし、多様化する利用者ニーズへの対応と運営の効率化を安定的に進めています。
- 生活を営む上で必要な知識や技術の習得だけでなく、現代的課題に関する学習への関心も高まり、こうした学習機会を日常的に提供する中心的な機関としての社会教育施設の役割は、より一層大きくなっています。

課題

- 市民の学習活動を支援する社会教育施設は、多様な学習機会を提供する場であるとともに、学習情報提供機能・相談機能、さらには学習グループの育成や学習者のネットワークづくりなどの支援機能を向上し、個性的で開かれた施設として、広域的な要請にも積極的に応えていく必要があります。
- 各社会教育施設が有する特色ある学習資源の有効活用を図るとともに、地域の学習資源の意欲的導入と関係機関・団体との連携強化を促進するなど、これまで以上に創意工夫をこらした取組を進めていくことが必要です。

今後の取組

- 多様な学習ニーズへの対応と学習支援機能の充実を図るため、これまで社会教育施設が果たしてきた役割をさらに活かし、その機能充実を図ります。特に、社会教育施設間の情報交換等の連携を促進するとともに、社会教育関係団体をはじめとする関係機関・団体の横断的ネットワークを築き、市民の生涯学習活動を多面的に支援できる体制を整えます。
- 地域におけるボランティア団体などの協力を得て、官民の連携による地域ぐるみの活動を推進し、地域における公共施設としての活性化を一層高めます。
- 市立図書館においては、徳島大学や徳島文学協会などとの連携を強化するなど、官民の連携を推進することにより、市立図書館の利用促進を図ります。

第5章 計画の推進

1 役割分担及び連携

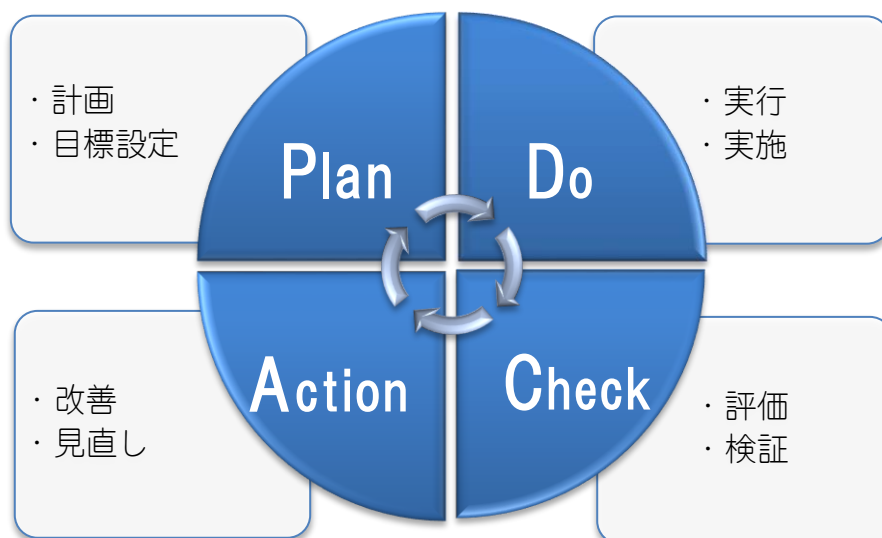
本計画に示した方向に沿った施策を総合的かつ具体的に推進していく上で、教育委員会が総合調整機能を発揮し、市長部局も含めた関係者間の連携・協働を促進することが重要となります。

また、個別の施策実施にあたり、学校、地域及び家庭の役割を明確にするとともに、相互の活動がより効率的・効果的に推進されるよう努めます。

2 進行管理

本計画に位置付けた各種事業を着実に進行するためには、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のマネジメントサイクルによる、計画の定期的な点検と評価を基にした改善が不可欠です。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年、教育長等に委任された事務を含む教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、学識経験者の意見をいただきながら、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しております。なお、社会情勢に急激な変化があった場合には、適時で必要な見直しを行うこととします。



参考資料

1 用語解説（本文中に、*印のある用語を解説しています。）

	用語	解説	掲載ページ
アルファベット	A L T	Assistant Language Teacherの略で、学校で外国語授業を補助する助手のこと。本市では、徳島県が総務省、外務省及び文部科学省の協力の下に実施している「語学指導を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）を通して、外国語指導助手を雇用している。	26.29.30
	I C T	Information and Communication Technologyの略で、すでに一般的となったI T（情報技術）の概念をさらに一歩進め、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。	4.29.39.41
	SDG s（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標のこと。「持続可能な生産と消費」「教育」等、包括的な17の目標を設定し、地球規模で課題解決に向けた取組が推進されている。教育に関する目標として、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と定められている。	1.31
	O J T	On-the-Job Trainingの略で、職場内で実施される研修。	39
あ行	預かり保育	保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難である幼稚園児に対し、幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間に、幼稚園の管理下において子育てを支援する教育活動。	22.23
	市高レインボウプラン	生徒が自らの将来に向け主体的に進路を考えることを目指して平成13年度から始められたもので、幅広い社会認識や多様な価値観をもとに個々の判断能力を育成し、将来を構想する力を身に付けることを目標としている。1年次を調査の年、2年次を行動の年、3年次を実現の年と位置付け、講演会や説明会、企業や大学等での体験学習、希望進路別グループによる調査研究活動、進路実現のための実力錬成等、進路選択の段階に応じて用意された学習活動を進めていくことで、生徒一人ひとりが「今の自分」と「未来の自分」をつないでいくキャリア教育プログラム。	26.30
	異年齢の子どもたちとの交流	小学校低学年が、保育所・幼稚園の園児と交流を行ったり、全学年を縦割りにした班活動として異学年との交流を行ったりすること。	15
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にすることを目的に、障害のある者と障害がない者が共に学ぶしくみで、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。	27

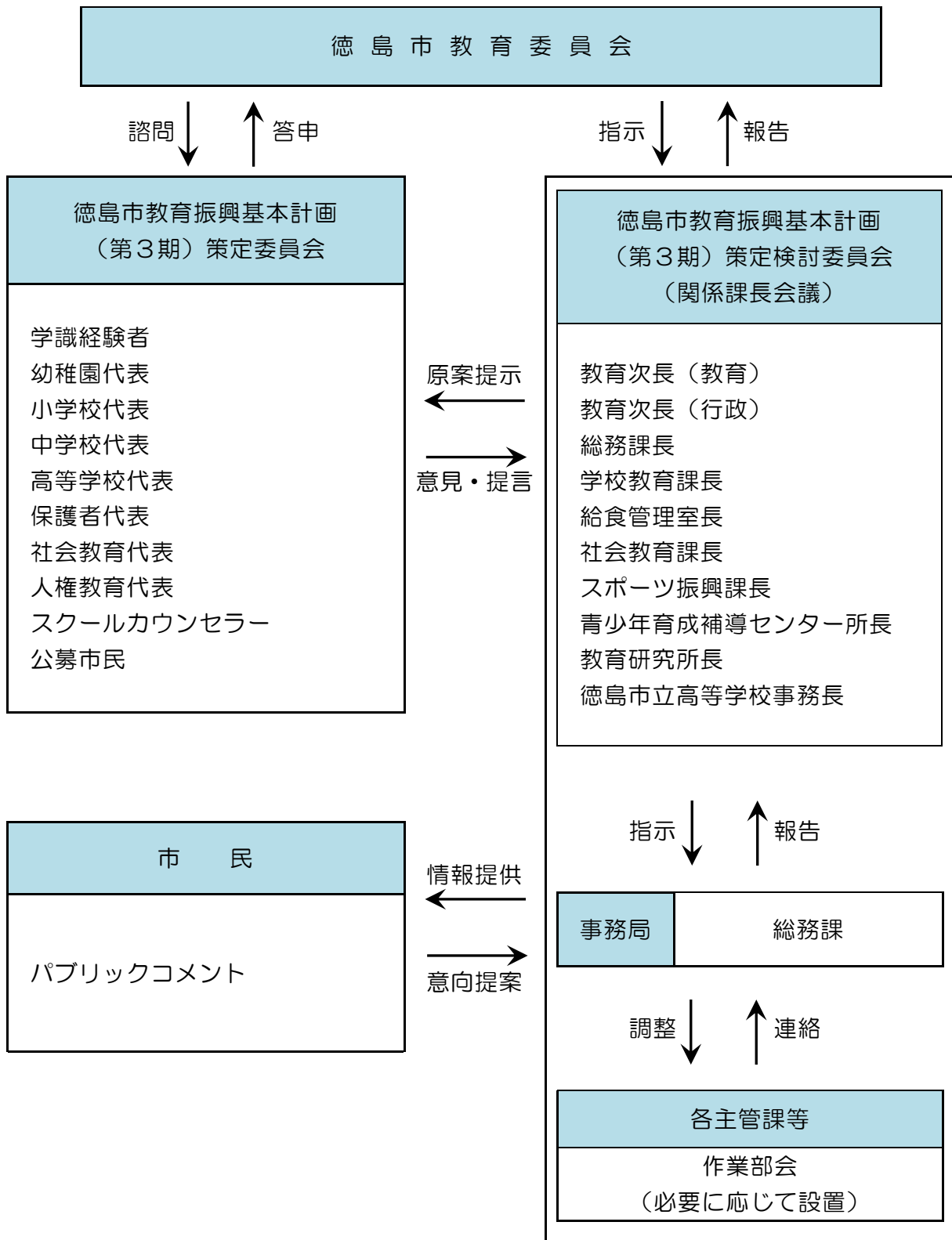
	用語	解説	掲載ページ
か 行	外国語教育サポーター	英語に堪能な地域人材や、英語について学んでいる大学生から募集し、市内の公立小学校に派遣しているボランティア。小学校英語活動や国際理解教育の時間に、担任の指導補助にあたる。	29.30
	学習指導要領	全国のどの地域でも、一定水準の教育を受けることができるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定めた教育課程や保育内容の基準。幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領がある。学習指導要領は、戦後すぐに試案として作られたが、昭和33年に現在のような大臣告示の形で定められた。それ以来、ほぼ10年ごとに改訂されており、新学習指導要領は、幼稚園、小・中学校は平成29年3月、高等学校は平成30年3月、特別支援学校は平成29年3月及び平成31年2月に告示され、移行期間を経て、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から、高等学校では令和4年度から全面実施の予定。	13.24
	学校関係者評価	保護者（PTA役員等）、学校評議員、地域住民、接続する学校の教職員その他の学校関係者など外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じ、自己評価結果を踏まえて評価を行うこと。	36
	学校教育	学校教育法では、「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と規定されており、本教育振興基本計画での学校教育は、本市の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校における教育のこととしている。	2.6. 24.40. 51.54
	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向け子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。	6
	環境教育	国際的な環境教育の流れは、環境問題をテーマにした初の国際会議である「国連人間環境会議」（1972年ストックホルム）から始まる。環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。	31.32
	環境教育副読本「徳島市の水と緑」	小学生を対象とした本市教育委員会が作成する環境教育用副読本。徳島市内の眉山や吉野川をはじめとする身近な「水と緑」に焦点を当て編成している。様々な体験を通して自分たちの住む徳島市が、豊かな水と緑に恵まれていることに気づかせるとともに、環境教育を自分たちの問題として考え、美しく住みよいまちづくりに積極的に取り組もうとする実践的な態度を育てることを目的としている。	31.32
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。	30.31

	用語	解説	掲載ページ
か 行	教育支援委員会	障害のある幼児・児童生徒について、教育学・医学・心理学等の専門家の意見をもとに、学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導等）や望ましい教育支援について協議する。	27.28
	教育の情報化	授業・学習と校務の両面でICTを積極的に活用し、教育委員会・学校の取組を効果的に支援すること。主体的かつ対話的で深い学びを実現するための授業改善や、個に応じた学習の充実、情報モラルを含む情報活用能力の育成、校務の効率化等の取組。	29
	子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て関連3法「子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、関係法律の整備法」に基づく制度で、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的とする。	23
	個別の教育支援計画	障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握し、中・長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として保護者が作成・活用するもの。徳島市では「相談ファイル～れん～」という。	27
	コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度を導入した学校のことであり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。	36
	コンプライアンス	一般的には「法令遵守」と訳されるが、法令や規則だけでなく、社会の規範やルール、マナーまで含めて遵守することを指す。	39.40
さ 行	自己評価	校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、あらかじめ設定した目標や具体的計画に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さについて評価を行うこと。	36
	自然の中での集団的宿泊訓練	少年自然の家宿泊学習を通して、規律・協同・友愛・奉仕の精神を養うとともに、自主的・自律的な生活態度を育て、自然に親しむ心や自然に対する畏敬の念を培うことを目的として実施。毎年、小学校5年生が活動を行っているが、小規模校では4・5年が合同で行っているケースもある。主に牟岐少年自然の家での活動が多い。	15
	社会体育指導者	民間スポーツ施設や、地域スポーツ施設などで、スポーツの指導や競技別の技術指導を行う専門家。	57
	白いポスト	有害環境の浄化を目的として、青少年に悪影響を与える可能性のある雑誌・写真集・漫画・ビデオ・DVD等を回収するために設置した回収箱。昭和39年5月に初めて設置し、現在、JR徳島駅・佐古駅・蔵本駅・吉成駅・二軒屋駅・地藏橋駅の6箇所に設置している。	46
	新学習指導要領	学習指導要領を参照	6.13. 15.24. 26

	用語	解説	掲載ページ
さ 行	新学校版環境ISO	徳島県独自の認証システムである「学校版環境ISO」を発展・進化させた取組。学校での節電・ごみ分別・リサイクル活動の取組を地域に広げるとともに、地域での環境美化活動や自然観察なども積極的に行い、環境学習で学んだことを家庭や地域にも波及させることを目的とする。	31.32
	人権問題学習事業	すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・社会教育関係団体等が実施する人権問題に関する学習活動を支援する事業。学習テーマは、「子どもの人権」「高齢者の人権」「同和問題」「在日外国人の人権」「ハンセン病回復者の人権」「障害者の人権」「インターネットによる人権侵害」など多岐にわたる。	53
	ストレスチェック	労働安全衛生法の規定に基づき事業者が行う、労働者の心理的負担の程度を把握する検査。労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることにより、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止する（一次予防）ことを目的とする。	42
	ソーシャルメディア	インターネットを利用して、情報の発信・共有や個人間のコミュニケーションを取ることのできるサービスで、拡散的に情報が広がって行く特徴がある。	4
た 行	地域学遊塾	子どもの自主性・創造性・社会性等の涵養を図るため、身近な教育資源を活用し、自然体験、文化交流体験、社会活動体験などを各地区公民館等で実施する生涯学習事業。	43
	地域住民交流促進事業	すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、市内在住の様々な人の相互理解と社会参加を促進するために実施する交流活動を支援する事業。主な活動内容は、「交流学習会」「小集団研修」「人権コース」などがある。	53
	超スマート社会 (Society5.0)	インターネットなど仮想のサイバー空間と現実のフィジカル空間（現実社会）を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会の未来像。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）のその先にある社会を指す。	1.39
	通級による指導	通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などのある児童生徒を対象として、主に各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。	27
	ティーム・ティーチング	複数の指導者が役割を分担し、協力し合いながら指導にあたる方式	24.29
	統合型校務支援システム	教務系（成績処理、出欠管理等）、保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を有するシステムのこと。	29.41

	用語	解説	掲載ページ
た 行	特別支援学級	特別支援学級は、小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。	27.35
	特別支援教育	障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。	24.27. 28.39
は 行	引き継ぎシート	特別な支援を必要とする子どもが、就学時や中学校進学時に連続・連携した支援を受けられるように、在籍幼稚園、保育所、小・中学校と保護者が協力して作成しスムーズな引き継ぎに活用する。	27
ま 行	メンター制	職場内の研修を行う上での人材育成の手法の一つで、スキルや経験が豊富な人間（メンター）が、スキルや経験の少ない人間（メンティ）のキャリア形成と心理的・社会的側面に対して、一定期間継続して支援を行うこと。	51
	モバイル端末	小型・軽量で持ち運びに適した情報端末のことで、スマートフォン、携帯電話、タブレット型端末、小型ノートパソコンなどの総称。	15.19. 29.45. 46
や 行	ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが利用可能であるように設計段階からあらかじめデザインすること。	27
	幼稚園教育要領	学習指導要領を参照	22

2 策定体制



3 策定の経緯等

(1) 策定の経緯

① 策定委員会

年月日	実施内容等
令和元年 7月3日	第1回 ・徳島市教育振興基本計画（第3期）の策定について ・計画の骨子案について
令和元年 8月20日	第2回 ・計画の素案について
令和元年 11月1日	第3回 ・計画（素案）について ～計画案の中間とりまとめ～
令和2年 1月31日	第4回 ・パブリックコメント手続の結果について ・計画（案）について

② 策定検討委員会

年月日	実施内容等
平成31年 3月14日	第1回 ・策定検討委員会について ・徳島市教育振興基本計画（第3期）の策定について ・策定委員会の委員について等
平成31年 4月25日	第2回 ・計画の策定体制について ・施策体系（案）について等
令和元年 8月5日	第3回 ・計画（素案）について
令和元年 10月16日	第4回 ・計画（素案）の修正について
令和2年 1月28日	第5回 ・パブリックコメント手続の結果について ・計画（案）について

③ 教育委員会定例会

年月日	実施内容等
令和元年 6月28日	令和元年第2回定例会で報告 ・徳島市教育振興基本計画（第3期）の策定について
令和元年 11月27日	令和元年第7回定例会で報告 ・徳島市教育振興基本計画（第3期）の素案の策定及びパブリックコメント手続について
令和2年 2月20日	令和2年第2回定例会で報告 ・徳島市教育振興基本計画（第3期）の素案に係るパブリックコメント手続の結果について

④ パブリックコメント

年月日	実施内容等
令和元年12月20日 ～ 令和2年1月20日	計画（素案）のパブリックコメント手続の実施（市民からの意見募集）

(2) 策定委員会設置要綱

徳島市教育振興基本計画（第3期）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）の規定に基づく徳島市の教育振興基本計画（第3期）策定に伴う検討を行うため、徳島市教育振興基本計画（第3期）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画（第3期）案の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の代表者等
- (4) 公募市民

（任期）

第4条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 策定委員会に会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議は、会長が召集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（設置期間）

第7条 策定委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、徳島市教育委員会事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等について必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。

(3) 策定委員会委員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属・職名等	備考
学識経験者	島 治伸	徳島文理大学 教授	会長
学識経験者	中川 隆彦	徳島大学 准教授	副会長
学識経験者	湯口 雅史	鳴門教育大学 准教授	
学識経験者	吉山 峰子	四国大学 准教授	
幼稚園関係者	大石 恵子	徳島市幼稚園長会 会長	
小学校関係者	角瀬 公子	徳島市・名東郡小学校長会 会長	
中学校関係者	横山 鉄也	徳島市・名東郡中学校長会 会長	
高等学校関係者	後藤 浩代	徳島市立高等学校 校長	
保護者	手川 大輔	徳島市国公立幼稚園PTA連合会 会長	
保護者	大杉 雅一	徳島市・名東郡PTA連合会 会長	
保護者	前林 永子	徳島市立高等学校PTA 会長	
社会教育関係	細井 啓造	徳島市社会教育委員会 会長	
人権教育関係	伊達 良史	徳島市人権教育・啓発推進協議会 副会長	
スクールカウンセラー	三原 由紀子	徳島文理大学保健センター カウンセラー	
公募市民	内藤 佐和子	公募委員	

(4) 策定検討委員会設置要綱

徳島市教育振興基本計画（第3期）策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）の規定に基づき徳島市の教育振興基本計画を策定し、教育振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための教育委員会内組織として、徳島市教育振興基本計画（第3期）策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興基本計画（第3期）案の審議及び作成に関すること。
- (2) 教育振興基本計画（第3期）の進行管理に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、教育次長（教育担当）をもって充てる。
- 3 副会長は、教育次長（行政担当）をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、検討委員会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（作業部会）

第6条 検討委員会に作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、検討委員会に属する課長等より推薦された職員をもって組織する。
- 3 作業部会は、検討委員会の必要に応じて開催する。
- 4 作業部会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 教育振興基本計画（第3期）案の作成に関すること。
 - (2) 教育振興基本計画（第3期）の推進に関すること。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職 名
総務課長
学校教育課長
給食管理室長
青少年育成補導センター所長
社会教育課長
スポーツ振興課長
教育研究所長
徳島市立高等学校事務長

